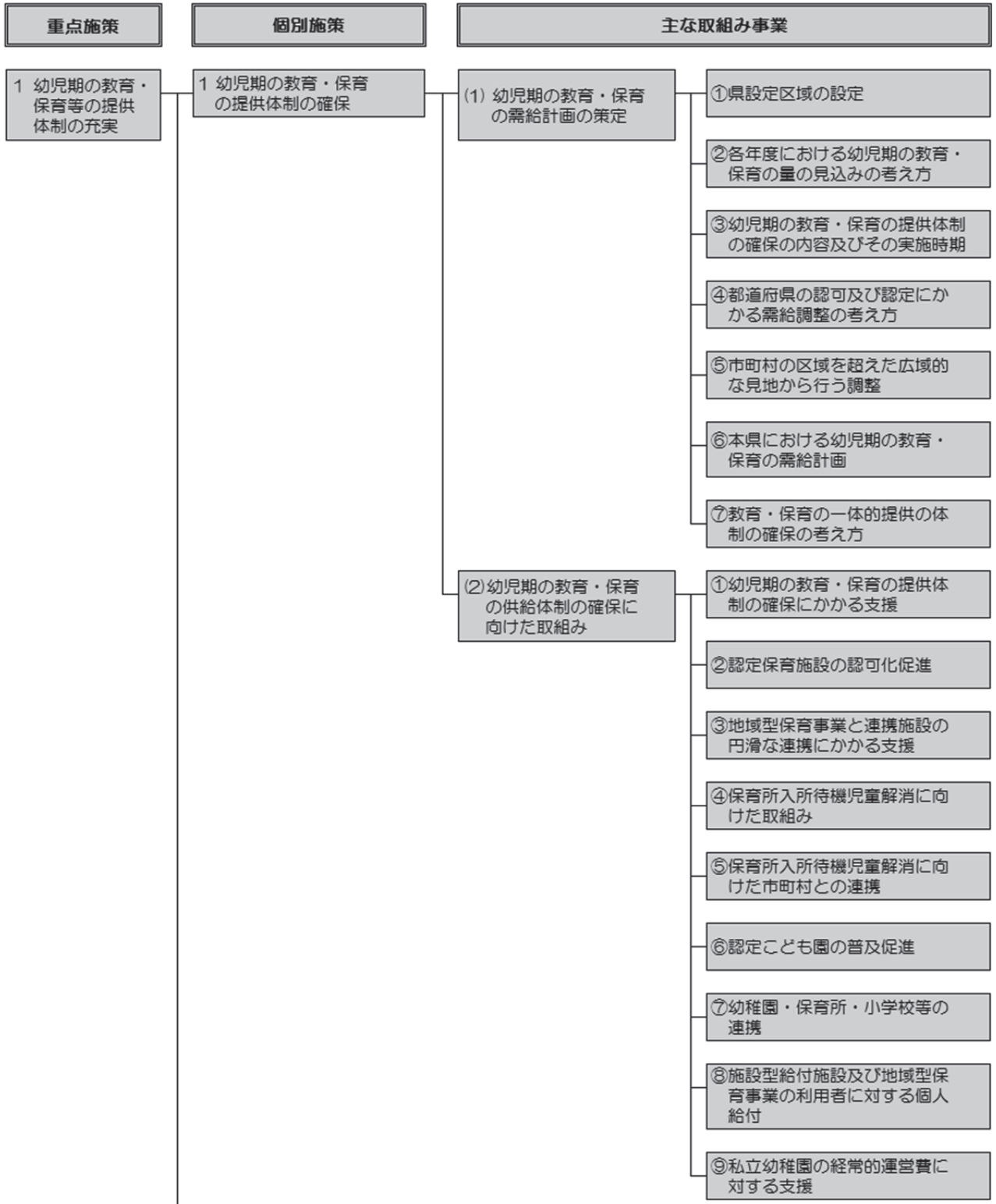
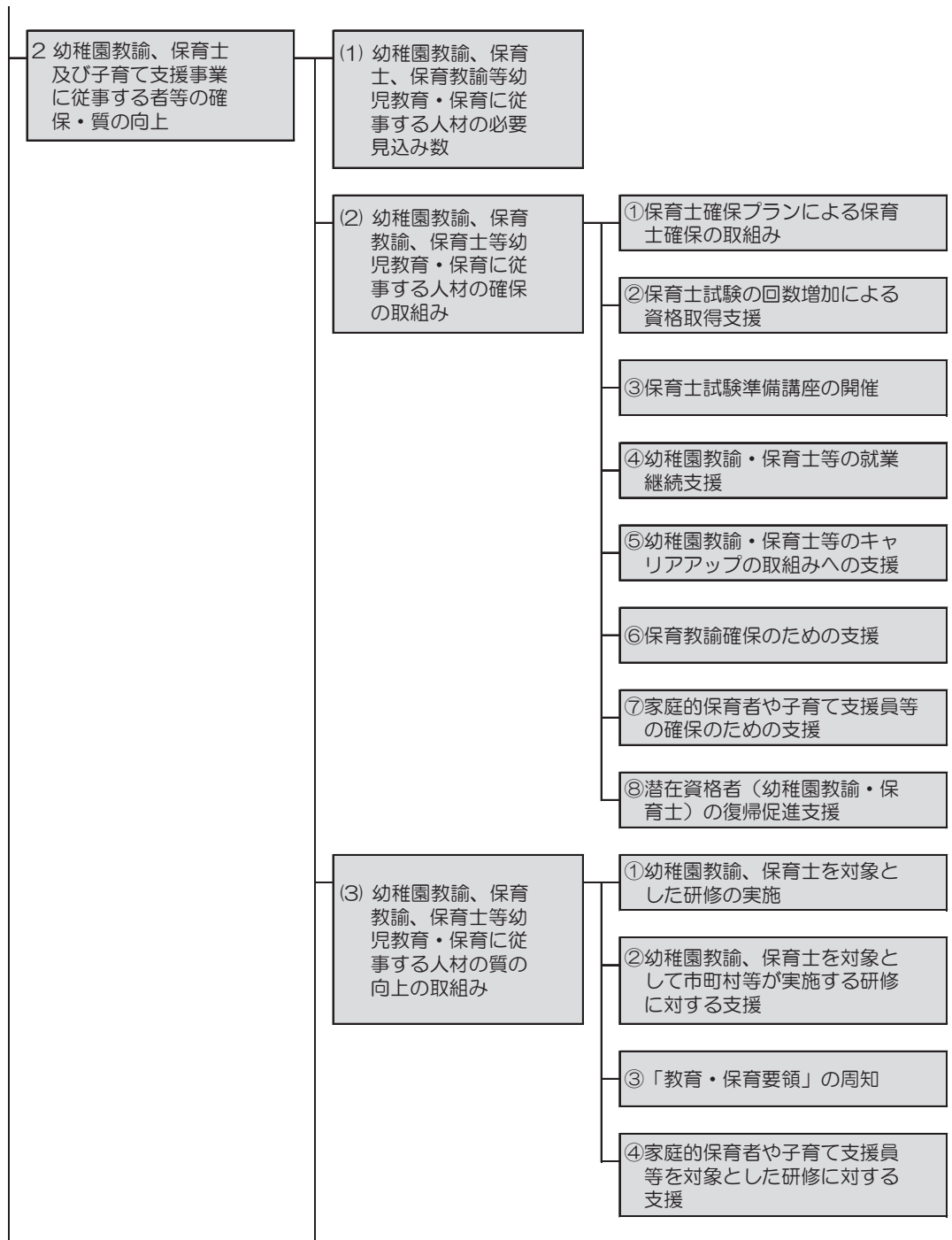
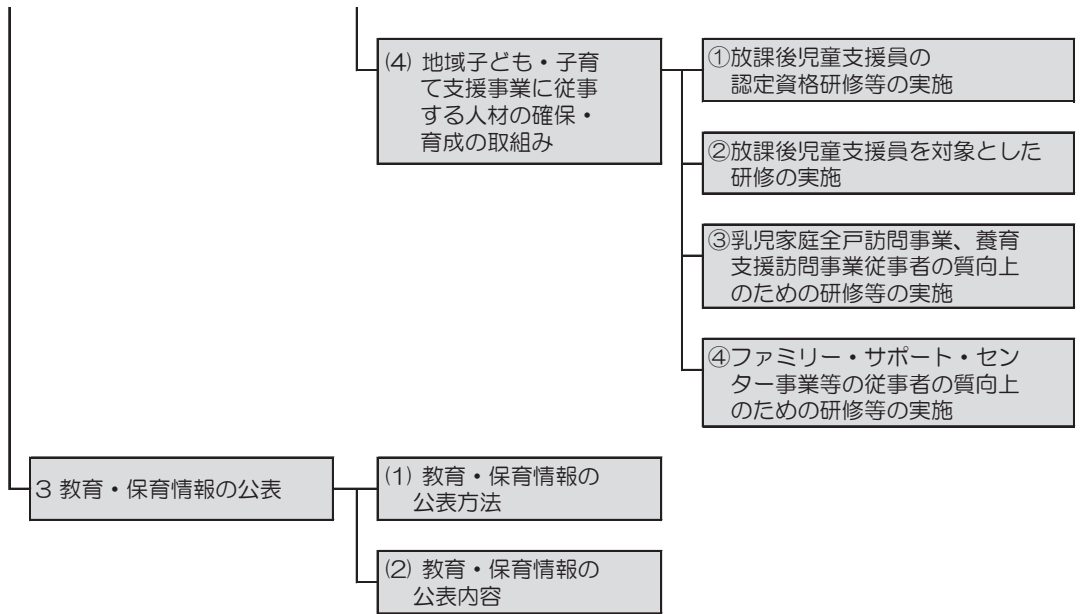


2 「保護者等が育てる力」を強化するために

◆ 「Ⅲ-2-1」 幼児期の教育・保育等の提供体制の充実」施策体系







【重点施策】

1 幼児期の教育・保育等の提供体制の充実

【個別施策】

- 1 幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- 2 幼稚園教諭、保育士及び子育て支援事業に従事する者等の確保・質の向上
- 3 教育・保育情報の公表

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が中心となって、消費税の増税財源等を活用し、子育て家庭のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制が確保できるよう、量の拡充を図っていきます。

これに伴い、県としても待機児童を解消し、すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けられるよう、地域の実情に応じた提供体制づくりを市町村と連携して計画的に進めます。

また、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の質の向上を図るため、幼稚園教諭、保育士及び子育て支援事業に従事する者等の確保と質の向上を図ります。

さらに、子育て家庭が希望にあった施設や事業を選択できるよう、教育・保育の情報についても充実して提供していきます。

【個別施策】 1 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

市町村では「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、地域の実情を踏まえ、教育・保育の提供区域を定め、その区域ごとに住民のニーズの見込みに対応した教育・保育の提供体制の確保の内容とその実施時期を記載し、その計画に沿って教育・保育の提供体制の確保を進めていきます。

県では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育の需給計画を基本に、県における需給計画を定め、この計画に沿って、保育所の認可や認定こども園の認可・認定などを行い、教育・保育の提供体制の確保を進めます。また、市町村が教育・保育の提供体制の確保を円滑に行えるよう、広域的調整を含め、支援を行います。

取組みの主な対象：就学前児童、教育・保育施設、事業者

主な取組み事業

(1) 幼児期の教育・保育の需給計画の策定

待機児童の解消を図り、子育て家庭のニーズにあった就学前児童の教育・保育の提供体制の充実を計画的に進めるため、各年度における教育・保育の利用の見込み量とそれに対応する教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期を記載します。

① 県設定区域の設定

- 子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」に地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の利用の見込み量に対応する教育・保育の提供体制の確保方策を記載し、ニーズに応じた提供体制の整備をしていくことを定められています。
- また、同様に、県についても、「県子ども・子育て支援事業支援計画」に市町村が定める「教育・保育提供区域」を勘案し、さらに、広域利用等の実態を踏まえて「都道府県設定区域」を設定することとされています。
- 本県では、市町村が定める「教育・保育提供区域」を勘案し、また、「都道府県設定区域」が教育・保育施設の認可や認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、次のとおり設定します。

教育・保育の認定区分	県設定区域	設定にあたっての考え方
1号認定（教育標準時間認定） （子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望）	全県1区域	幼稚園の市町村域を超えた広域利用の実態や認可の現状を踏まえ設定
2号認定（3歳以上・保育認定） （子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望）	市町村域	保育所は広域利用がそれほど多くないこと、また、保育の実施主体である市町村ごとのニーズに応じて実施している認可の現状を踏まえ設定
3号認定（3歳未満・保育認定） （子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望）		

※ 子ども・子育て支援新制度では、給付対象の教育・保育施設や事業を利用する場合は、教育・保育の認定を居住の市町村で受けて、利用することになります。

※ 1～3号認定：子ども・子育て支援法第19条第1項第1～3号に掲げる就学前児童

② 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みの考え方

- 県計画に記載する各年度における教育・保育の量の見込みの考え方については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の参酌標準どおりとし、市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の見込み量の数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整を行ったうえで、教育・保育の認定区分別（3号認定については、0歳、1～2歳別）及び県設定区域ごとに必要利用定員総数を設定することとします。
- なお、その際、県は市町村が計画を策定するにあたり、子育て家庭のニーズや社会的流入など、地域の実情に応じた適切な量の見込みが行えるよう、量の見込み方法の支援を行います。また、市町村計画における教育・保育の量の見込みは、県との法定協議を経たうえで確定します。

[参考] 教育・保育の認定区分別で見込む教育・保育の必要見込み量

教育・保育の認定区分	教育・保育の必要見込み量
1号認定（教育標準時間認定）	認定こども園、幼稚園（施設型給付対象園、私学助成対象園）における必要利用定員総数
2号認定（3歳以上・保育認定）	認定こども園、保育所、認可外保育施設（自治体が運営費等の支援を行っている施設）における必要利用定員総数
3号認定（3歳未満・保育認定）	認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域の子どもの受入れがある場合）、居宅訪問型保育事業）、認可外保育施設（自治体が運営費等の支援を行っている施設）における必要利用定員総数

[参考] 基本指針における「教育・保育の参酌標準」

(事項)

法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに係る教育・保育

(内容)

市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、「市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項」を踏まえて都道府県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

③ 幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ 県計画においては、教育・保育の認定区分別（3号認定については、0歳、1～2歳別）及び県設定区域ごとに、教育・保育の必要見込み量に対応する提供体制の確保の内容及びその時期を記載し、これに基づき、提供体制の認可・認定を行うこととします。
- ・ 提供体制の確保は、計画の年次である5年間以内に子育て家庭のニーズを満たすよう整備等を行います。特に保育の提供体制については、国の基本指針を踏まえながら、保育所や認定こども園、地域型保育事業を整備し、待機児童の解消を目指すこととします。

[参考] 教育・保育の認定区分別教育・保育の提供施設・事業

教育・保育の認定区分	教育・保育の提供施設・事業
1号認定（教育標準時間認定）	認定こども園、幼稚園（施設型給付対象園、私学助成対象園）
2号認定（3歳以上・保育認定）	認定こども園、保育所、認可外保育施設（自治体が運営費等の支援を行っている施設）
3号認定（3歳未満・保育認定）	認定こども園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域の子どもの受入れがある場合）、居宅訪問型保育事業）、認可外保育施設（自治体が運営費等の支援を行っている施設）

④ 都道府県の認可及び認定にかかる需給調整の考え方

ア 教育・保育施設の認可の基本的な考え方

- ・ 認可の基本的な考え方として、認可の申請をした事業者が適格性及び認可基準を満たす場合は、原則、認可を行うこととします。
- ・ ただし、教育・保育の認定区分ごとに、県設定区域における施設や事業の利用定員の総数が県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可によってこれを超えることになることと認めるとき等は認可をしないことができることとします。
- ・ また、計画上確保方策として見込まれていない事業者から認可の申請があった場合は、計画に定める需要量に達していない場合は、原則認可を行うこととしますが、計画に基づき保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができることとします。
- ・ さらに、計画に定める供給量がすでに確保されている場合であっても、待機児童がいる場合は原則認可することとします。

イ 認定こども園の普及に関する本県の基本的考え方

- 現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。
- ただし、県が定める認定こども園の目標設置数（利用定員数）に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになることを認めるとき等は、認可・認定をしないことができることとします。

需要量＋「県計画で定める数（目標設置数（利用定員数）」）＞供給量 ⇒ 原則認可・認定（基準を満たす者）

ウ 認定こども園の目標設置数（利用定員数）

- 本県における「県計画で定める数（認定こども園の目標設置数）」については、下記の理由により、具体的な数値としては定めず、現行の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給量が需要量を上回る場合においても、認可・認定を行うこととします。
また、その際の利用定員数は、地域の実情を勘案し、市町村と調整したうえで、県子ども・子育て会議で決定することとします。

- ※ なお、幼保連携型認定こども園の「都道府県計画で定める数（利用定員数）」のうち、指定都市・中核市分については、「指定都市・中核市の計画で定める数（利用定員数）」とします。

※ 具体的な数値を設定しない理由と背景

子ども・子育て支援新制度については、事業者が施設種別を選択した平成26年の秋頃に、判断基準となる公定価格の単価などが未確定だったため、事業者の意向を的確に把握することが困難だったことから、具体的な数値を設定しないこととします。

⑤ 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

本県における「市町村子ども・子育て支援計画」の策定における広域調整の取扱いは次のとおりとします。

ア 本県における市町村子ども・子育て支援事業計画上の広域調整の基本的考え方

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する他市町村利用分とは、広域利用の現況を記載するものではなく、確保方策の記載にあたって施設整備等に取り組んでもなお他市町村の施設等の利用が必要な場合に、市町村間の調整・合意のうえで、供給量として見込む人数とします。

イ 広域調整の実施方法

- 自市町村の住民の利用分として他市町村所在の特定教育・保育施設の利用を希望する場合は、利用を希望する市町村へ直接協議を申し出ることとします。
- なお、協議が整った場合は、双方の市町村子ども・子育て支援事業の確保方策の欄に記載します。特に、他市町村の利用者を受け入れる市町村は、2号・3号について広域調整分（相手方他市町村の利用分）を含めて整備計画を行うとともに、相手方の他市町村の利用枠を担保することになることに留意します。また、協議が整わない場合は、市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策の欄に他市町村所在の特定教育・保育施設を記載しないこととします。
- また、協議が整った場合、又は整わなかった場合についても、県へ計画策定の進捗状況報告（県が別途定める）の際に、その内容を報告することとします。
- なお、この際、協議が整わなかった場合については、県は広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行うこととします。

ウ 市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更の手続き

- 市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を設定、又は変更しようとする場合は、あらかじめ県に対し、協議を行うこととします。
- 県への協議は、広域的利用の相手方市町村と十分調整し、市町村間で協議が整ったうえで行うこととします。

⑥ 本県における幼児期の教育・保育の需給計画

- 市町村は、地域の実情やニーズに合った教育・保育の需要見込み量を算定し、それに対応する供給量の確保策とを併せて「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載し、計画的に、教育・保育の提供体制の確保を進めていきます。
- 市町村は、教育・保育の需要見込み量の算定にあたり、子育て家庭に対して実施したアンケート結果を基に、社会的流出入等を勘案し、「子ども・子育て会議」の審議を経て、最終的には県との法定協議を行ったうえで決定します。
- 県計画に記載する教育・保育の需給計画は、市町村の計画の積み上げにより記載することとし、この計画を基本として、計画的に教育・保育施設、事業の確保を進めていきます。

■ 幼児期の教育・保育の需給計画（概要）
 （幼児期の教育・保育の需給計画は別冊に掲載）

（単位：人）

		H27年度								
		1・2号			3号			計		
		①量の 見込み	②供給量	②－①	③量の 見込み	④供給量	④－③	⑤量の 見込み	⑥供給量	⑥－⑤
県合計		218,348	239,487	21,139	66,158	62,935	▲ 3,223	284,506	302,422	17,916
1	横浜市	89,832	99,225	9,393	27,087	27,087	0	116,919	126,312	9,393
2	川崎市	37,633	37,633	0	13,332	13,332	0	50,965	50,965	0
3	相模原市	17,568	20,094	2,526	5,329	5,329	0	22,897	25,423	2,526
4	横須賀市	8,801	9,945	1,144	1,661	1,583	▲ 78	10,462	11,528	1,066
5	平塚市	6,087	6,965	878	1,649	1,492	▲ 157	7,736	8,457	721
6	鎌倉市	3,917	5,174	1,257	1,260	1,004	▲ 256	5,177	6,178	1,001
7	藤沢市	10,082	10,869	787	3,441	2,717	▲ 724	13,523	13,586	63
8	小田原市	4,191	4,642	451	1,688	1,229	▲ 459	5,879	5,871	▲ 8
9	茅ヶ崎市	5,887	5,915	28	1,691	1,406	▲ 285	7,578	7,321	▲ 257
10	逗子市	1,284	1,093	▲ 191	415	281	▲ 134	1,699	1,374	▲ 325
11	三浦市	613	997	384	185	118	▲ 67	798	1,115	317
12	秦野市	3,352	4,004	652	921	880	▲ 41	4,273	4,884	611
13	厚木市	5,395	5,378	▲ 17	1,366	1,234	▲ 132	6,761	6,612	▲ 149
14	大和市	5,602	6,065	463	1,217	1,406	189	6,819	7,471	652
15	伊勢原市	2,408	3,177	769	688	632	▲ 56	3,096	3,809	713
16	海老名市	3,338	3,224	▲ 114	1,190	694	▲ 496	4,528	3,918	▲ 610
17	座間市	2,755	3,129	374	576	525	▲ 51	3,331	3,654	323
18	南足柄市	996	1,234	238	304	209	▲ 95	1,300	1,443	143
19	綾瀬市	2,317	2,639	322	461	364	▲ 97	2,778	3,003	225
20	葉山町	830	1,110	280	184	129	▲ 55	1,014	1,239	225
21	寒川町	1,080	1,080	0	240	240	0	1,320	1,320	0
22	大磯町	684	699	15	139	86	▲ 53	823	785	▲ 38
23	二宮町	537	1,208	671	182	140	▲ 42	719	1,348	629
24	中井町	172	225	53	60	74	14	232	299	67
25	大井町	396	684	288	121	66	▲ 55	517	750	233
26	松田町	203	318	115	52	42	▲ 10	255	360	105
27	山北町	183	467	284	78	83	5	261	550	289
28	開成町	514	355	▲ 159	171	154	▲ 17	685	509	▲ 176
29	箱根町	178	178	0	64	64	0	242	242	0
30	真鶴町	108	108	0	35	35	0	143	143	0
31	湯河原町	480	625	145	108	132	24	588	757	169
32	愛川町	867	906	39	250	155	▲ 95	1,117	1,061	▲ 56
33	清川村	58	122	64	13	13	0	71	135	64

(単位:人)

		H28年度								
		1・2号			3号			計		
		①量の 見込み	②供給量	②-①	③量の 見込み	④供給量	④-③	⑤量の 見込み	⑥供給量	⑥-⑤
県合計		219,043	239,976	20,933	68,199	66,182	▲ 2,017	287,242	306,158	18,916
1	横浜市	90,957	98,004	7,047	28,299	28,299	0	119,256	126,303	7,047
2	川崎市	38,078	38,078	0	13,701	13,701	0	51,779	51,779	0
3	相模原市	17,958	20,695	2,737	5,702	5,702	0	23,660	26,397	2,737
4	横須賀市	8,521	9,824	1,303	1,758	1,850	92	10,279	11,674	1,395
5	平塚市	5,824	7,186	1,362	1,671	1,510	▲ 161	7,495	8,696	1,201
6	鎌倉市	3,892	5,137	1,245	1,189	1,017	▲ 172	5,081	6,154	1,073
7	藤沢市	9,966	11,126	1,160	3,441	3,048	▲ 393	13,407	14,174	767
8	小田原市	4,149	4,634	485	1,675	1,335	▲ 340	5,824	5,969	145
9	茅ヶ崎市	5,702	6,006	304	1,658	1,564	▲ 94	7,360	7,570	210
10	逗子市	1,243	1,131	▲ 112	403	350	▲ 53	1,646	1,481	▲ 165
11	三浦市	584	997	413	179	118	▲ 61	763	1,115	352
12	秦野市	3,361	3,939	578	984	963	▲ 21	4,345	4,902	557
13	厚木市	5,264	5,365	101	1,326	1,223	▲ 103	6,590	6,588	▲ 2
14	大和市	5,667	6,077	410	1,289	1,468	179	6,956	7,545	589
15	伊勢原市	2,388	3,067	679	679	657	▲ 22	3,067	3,724	657
16	海老名市	3,354	3,595	241	1,192	752	▲ 440	4,546	4,347	▲ 199
17	座間市	2,770	3,129	359	573	543	▲ 30	3,343	3,672	329
18	南足柄市	1,021	1,174	153	292	211	▲ 81	1,313	1,385	72
19	綾瀬市	2,248	2,669	421	471	408	▲ 63	2,719	3,077	358
20	葉山町	806	1,110	304	176	129	▲ 47	982	1,239	257
21	寒川町	1,070	1,070	0	260	240	▲ 20	1,330	1,310	▲ 20
22	大磯町	668	754	86	136	106	▲ 30	804	860	56
23	二宮町	512	1,208	696	168	140	▲ 28	680	1,348	668
24	中井町	153	225	72	64	74	10	217	299	82
25	大井町	371	692	321	128	78	▲ 50	499	770	271
26	松田町	203	318	115	51	42	▲ 9	254	360	106
27	山北町	167	467	300	80	83	3	247	550	303
28	開成町	522	355	▲ 167	188	154	▲ 34	710	509	▲ 201
29	箱根町	179	179	0	65	65	0	244	244	0
30	真鶴町	96	96	0	42	42	0	138	138	0
31	湯河原町	479	645	166	105	138	33	584	783	199
32	愛川町	819	902	83	241	159	▲ 82	1,060	1,061	1
33	清川村	51	122	71	13	13	0	64	135	71

(単位:人)

		H29年度								
		1・2号			3号			計		
		①量の 見込み	②供給量	②-①	③量の 見込み	④供給量	④-③	⑤量の 見込み	⑥供給量	⑥-⑤
県合計		217,113	237,320	20,207	69,855	69,368	▲ 487	286,968	306,688	19,720
1	横浜市	90,224	94,926	4,702	28,869	28,869	0	119,093	123,795	4,702
2	川崎市	37,870	37,870	0	14,597	14,597	0	52,467	52,467	0
3	相模原市	18,112	20,869	2,757	5,912	5,932	20	24,024	26,801	2,777
4	横須賀市	8,229	9,835	1,606	1,831	2,254	423	10,060	12,089	2,029
5	平塚市	5,741	7,274	1,533	1,651	1,526	▲ 125	7,392	8,800	1,408
6	鎌倉市	3,759	5,203	1,444	1,147	1,165	18	4,906	6,368	1,462
7	藤沢市	9,865	10,926	1,061	3,441	3,122	▲ 319	13,306	14,048	742
8	小田原市	4,160	4,679	519	1,657	1,465	▲ 192	5,817	6,144	327
9	茅ヶ崎市	5,540	6,006	466	1,626	1,659	33	7,166	7,665	499
10	逗子市	1,198	1,168	▲ 30	390	403	13	1,588	1,571	▲ 17
11	三浦市	557	997	440	173	118	▲ 55	730	1,115	385
12	秦野市	3,369	4,029	660	1,051	1,058	7	4,420	5,087	667
13	厚木市	5,138	5,365	227	1,288	1,223	▲ 65	6,426	6,588	162
14	大和市	5,740	6,130	390	1,333	1,487	154	7,073	7,617	544
15	伊勢原市	2,365	3,057	692	671	660	▲ 11	3,036	3,717	681
16	海老名市	3,365	3,661	296	1,192	1,036	▲ 156	4,557	4,697	140
17	座間市	2,724	3,129	405	570	560	▲ 10	3,294	3,689	395
18	南足柄市	990	1,299	309	283	241	▲ 42	1,273	1,540	267
19	綾瀬市	2,212	2,669	457	468	438	▲ 30	2,680	3,107	427
20	葉山町	786	1,173	387	168	157	▲ 11	954	1,330	376
21	寒川町	1,060	1,060	0	280	240	▲ 40	1,340	1,300	▲ 40
22	大磯町	648	754	106	131	106	▲ 25	779	860	81
23	二宮町	497	1,208	711	159	145	▲ 14	656	1,353	697
24	中井町	155	225	70	63	74	11	218	299	81
25	大井町	361	692	331	125	78	▲ 47	486	770	284
26	松田町	177	318	141	50	42	▲ 8	227	360	133
27	山北町	174	467	293	79	83	4	253	550	297
28	開成町	535	400	▲ 135	193	189	▲ 4	728	589	▲ 139
29	箱根町	177	177	0	67	67	0	244	244	0
30	真鶴町	88	88	0	43	43	0	131	131	0
31	湯河原町	474	645	171	104	159	55	578	804	226
32	愛川町	770	899	129	230	159	▲ 71	1,000	1,058	58
33	清川村	53	122	69	13	13	0	66	135	69

(単位:人)

		H30年度								
		1・2号			3号			計		
		①量の 見込み	②供給量	②-①	③量の 見込み	④供給量	④-③	⑤量の 見込み	⑥供給量	⑥-⑤
県合計		215,137	233,527	18,390	71,711	72,002	291	286,848	305,529	18,681
1	横浜市	89,503	91,855	2,352	29,437	29,437	0	118,940	121,292	2,352
2	川崎市	37,556	37,556	0	15,811	15,811	0	53,367	53,367	0
3	相模原市	18,201	20,772	2,571	6,034	6,063	29	24,235	26,835	2,600
4	横須賀市	7,970	9,507	1,537	1,902	2,385	483	9,872	11,892	2,020
5	平塚市	5,676	7,274	1,598	1,631	1,526	▲ 105	7,307	8,800	1,493
6	鎌倉市	3,689	5,197	1,508	1,106	1,165	59	4,795	6,362	1,567
7	藤沢市	9,684	11,078	1,394	3,441	3,357	▲ 84	13,125	14,435	1,310
8	小田原市	4,146	4,634	488	1,638	1,539	▲ 99	5,784	6,173	389
9	茅ヶ崎市	5,395	6,006	611	1,594	1,659	65	6,989	7,665	676
10	逗子市	1,152	1,144	▲ 8	374	403	29	1,526	1,547	21
11	三浦市	539	997	458	168	118	▲ 50	707	1,115	408
12	秦野市	3,369	4,029	660	1,051	1,058	7	4,420	5,087	667
13	厚木市	5,014	5,365	351	1,251	1,223	▲ 28	6,265	6,588	323
14	大和市	5,707	6,128	421	1,403	1,575	172	7,110	7,703	593
15	伊勢原市	2,379	3,057	678	663	660	▲ 3	3,042	3,717	675
16	海老名市	3,415	3,675	260	1,213	1,162	▲ 51	4,628	4,837	209
17	座間市	2,763	3,086	323	565	539	▲ 26	3,328	3,625	297
18	南足柄市	958	1,364	406	280	271	▲ 9	1,238	1,635	397
19	綾瀬市	2,208	2,669	461	467	457	▲ 10	2,675	3,126	451
20	葉山町	761	1,173	412	159	167	8	920	1,340	420
21	寒川町	1,050	1,050	0	310	240	▲ 70	1,360	1,290	▲ 70
22	大磯町	638	659	21	127	106	▲ 21	765	765	0
23	二宮町	481	1,226	745	151	157	6	632	1,383	751
24	中井町	160	225	65	63	74	11	223	299	76
25	大井町	344	692	348	124	78	▲ 46	468	770	302
26	松田町	182	318	136	50	42	▲ 8	232	360	128
27	山北町	167	467	300	76	83	7	243	550	307
28	開成町	526	400	▲ 126	186	189	3	712	589	▲ 123
29	箱根町	175	175	0	67	67	0	242	242	0
30	真鶴町	86	86	0	33	33	0	119	119	0
31	湯河原町	471	645	174	102	159	57	573	804	231
32	愛川町	721	896	175	221	186	▲ 35	942	1,082	140
33	清川村	51	122	71	13	13	0	64	135	71

(単位:人)

		H31年度								
		1・2号			3号			計		
		①量の 見込み	②供給量	②-①	③量の 見込み	④供給量	④-③	⑤量の 見込み	⑥供給量	⑥-⑤
県合計		212,897	228,457	15,560	73,030	74,534	1,504	285,927	302,991	17,064
1	横浜市	88,776	88,776	0	30,007	30,007	0	118,783	118,783	0
2	川崎市	36,993	36,993	0	16,528	16,528	0	53,521	53,521	0
3	相模原市	18,283	20,107	1,824	6,133	6,173	40	24,416	26,280	1,864
4	横須賀市	7,829	9,425	1,596	1,975	2,475	500	9,804	11,900	2,096
5	平塚市	5,723	6,894	1,171	1,613	1,906	293	7,336	8,800	1,464
6	鎌倉市	3,485	5,195	1,710	1,067	1,165	98	4,552	6,360	1,808
7	藤沢市	9,501	10,677	1,176	3,441	3,488	47	12,942	14,165	1,223
8	小田原市	4,114	4,639	525	1,621	1,644	23	5,735	6,283	548
9	茅ヶ崎市	5,230	6,006	776	1,562	1,659	97	6,792	7,665	873
10	逗子市	1,108	1,122	14	360	403	43	1,468	1,525	57
11	三浦市	521	952	431	163	163	0	684	1,115	431
12	秦野市	3,369	4,029	660	1,051	1,058	7	4,420	5,087	667
13	厚木市	4,888	5,345	457	1,214	1,243	29	6,102	6,588	486
14	大和市	5,689	6,130	441	1,474	1,575	101	7,163	7,705	542
15	伊勢原市	2,349	3,057	708	655	690	35	3,004	3,747	743
16	海老名市	3,400	3,675	275	1,204	1,222	18	4,604	4,897	293
17	座間市	2,746	3,086	340	558	558	0	3,304	3,644	340
18	南足柄市	918	1,379	461	277	286	9	1,195	1,665	470
19	綾瀬市	2,248	2,669	421	465	477	12	2,713	3,146	433
20	葉山町	746	1,173	427	159	177	18	905	1,350	445
21	寒川町	1,040	1,040	0	330	330	0	1,370	1,370	0
22	大磯町	623	692	69	122	143	21	745	835	90
23	二宮町	447	1,226	779	144	157	13	591	1,383	792
24	中井町	168	225	57	63	74	11	231	299	68
25	大井町	358	687	329	122	122	0	480	809	329
26	松田町	175	318	143	48	57	9	223	375	152
27	山北町	172	467	295	74	83	9	246	550	304
28	開成町	547	547	0	184	189	5	731	736	5
29	箱根町	178	178	0	67	67	0	245	245	0
30	真鶴町	85	85	0	27	27	0	112	112	0
31	湯河原町	465	645	180	99	159	60	564	804	240
32	愛川町	673	896	223	211	216	5	884	1,112	228
33	清川村	50	122	72	12	13	1	62	135	73

⑦ 教育・保育の一体的提供の体制の確保の考え方

ア 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的な考え方

- ・ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、また、この時期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、それぞれの発達段階に応じた質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を安定的に提供し、子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。
- ・ そこで、県は、実施主体である市町村と連携し、利用者が就労状況など家庭の状況や子どもの状況に応じて、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を選択し、利用することができるよう、計画的に環境整備を進めます。

イ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策







- ・ 乳幼児期の発達は連続性を有しているものであるため、質の高い教育・保育の提供のためには、教育・保育を行う施設や事業者間の密接な連携が必要です。
- ・ 特に、満3歳未満を対象とする小規模保育や家庭的保育など地域型保育事業の利用児童が、満3歳以降も安定して、連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園（教育・保育施設）で教育・保育の提供を受けるためには、常に事業者間相互で連携を図り、個別の子どもの発達の連続性を維持していくことが大切です。
- ・ 県では、事業者間での連携を円滑にし、連携施設の役割である給食の搬入や合同健康診断、さらに地域型保育事業の卒園児（3歳児）の受け入れなど、子どもが安定的に質の高い教育・保育の提供が受けられるよう、市町村と連携して取り組んでいきます。

ウ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との連携の推進方策

- ・ 人は、乳幼児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通して、生涯にわたる人格形成を築いていきます。
- ・ そのためにも、乳幼児期から学童期への学びと発達の連続性の確保は、個々の子どもの健やかな成長に不可欠です。
- ・ 県では、幼児期と小学校以降の教育を円滑につなぐため、幼稚園、保育所、認定こども園と就学先の小学校との連携について、事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等や関係機関との連携等により、就学前教育と小学校教育の円滑な接続・連携に取り組んでいきます。

◆ 教育・保育施設・事業、地域子ども・子育て支援事業の概要

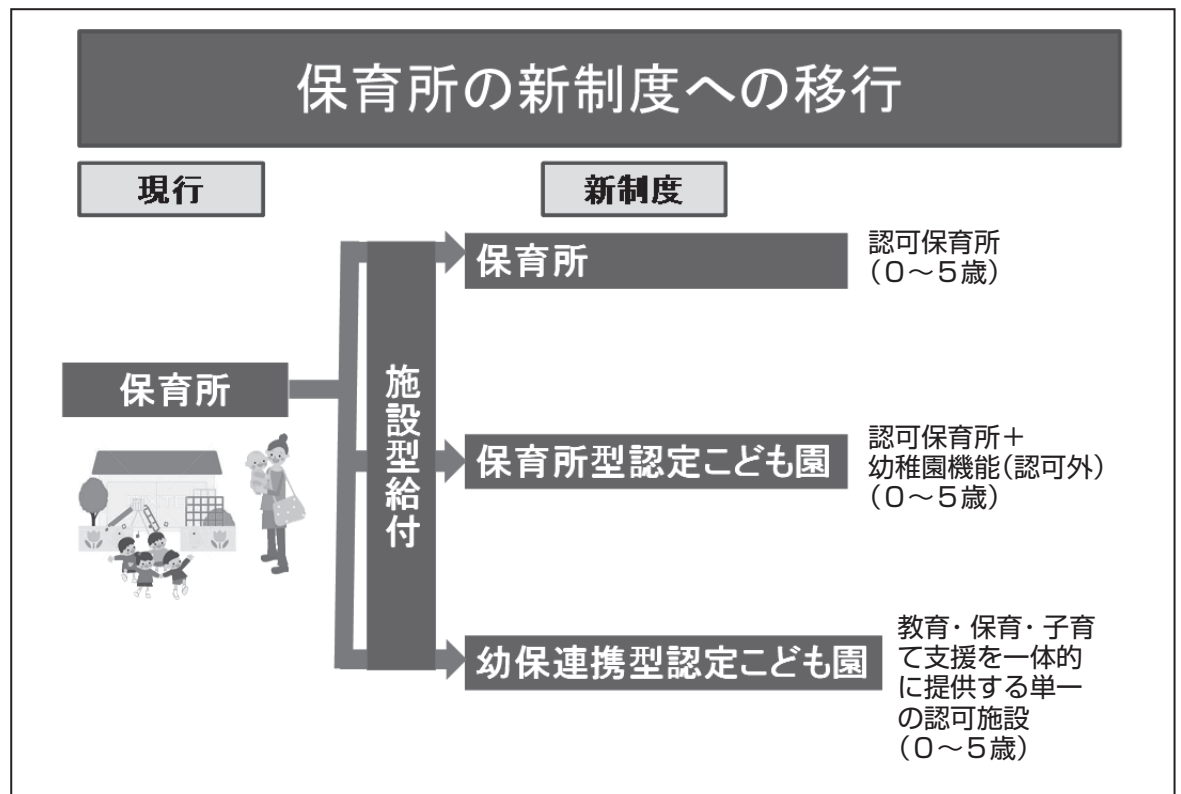
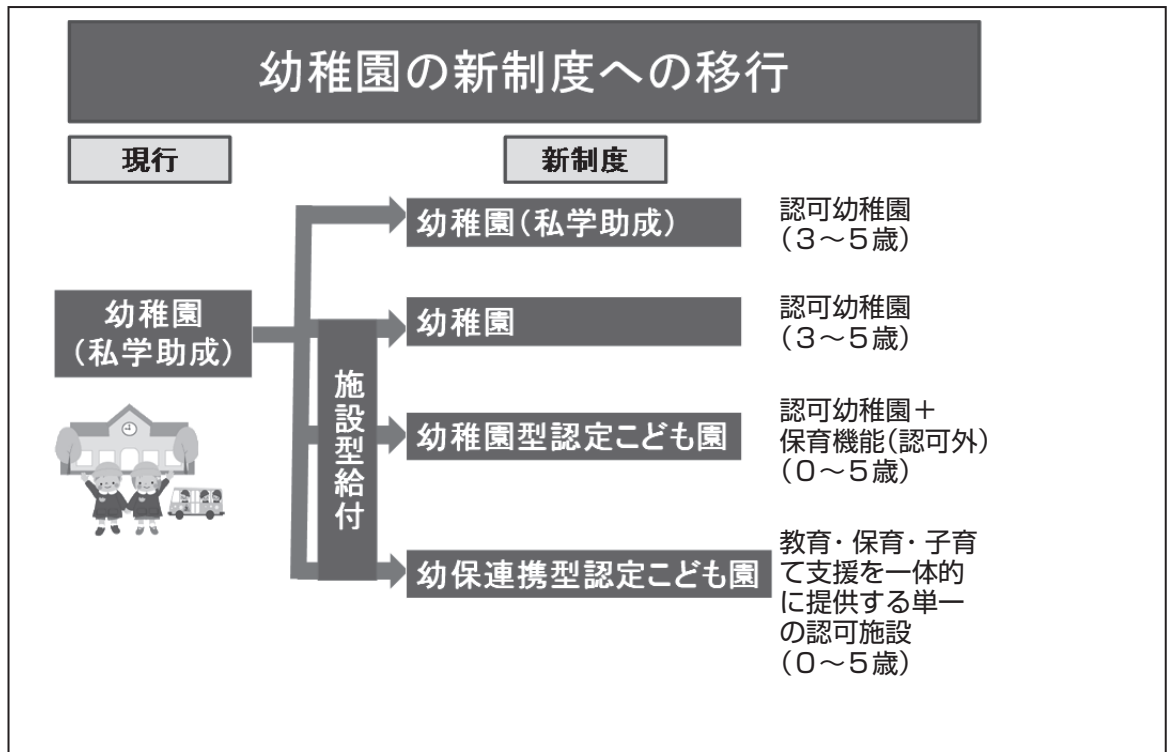
[教育・保育施設・事業(給付対象)]

施設・事業別		対象年齢	説明
教育・保育施設	幼稚園 	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校 利用時間：昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の預かり保育等を実施 利用できる保護者：制限なし
	保育所 	0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 利用時間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 利用できる保護者：共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
	認定こども園 	0～5歳	教育と保育を一体的に行う施設 (幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設)
地域型保育事業	小規模保育 	0～2歳	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う
	家庭的保育 	0～2歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う
	事業所内保育 	0～2歳	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する
	居宅訪問型保育 	0～2歳	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う

[地域子ども・子育て支援事業]（*地域のニーズに基づき、市町村が実施）

主な地域子ども・子育て支援事業	説明
利用者支援	子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、専任職員が情報の提供や相談・援助などを行う
一時預かり	急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、幼稚園、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点などで預かる
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館等で適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る
地域子育て支援拠点	地域の身近な公共機関や保育所など、様々な場所で、気軽に親子の交流や子育て相談を行う
妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う
養育支援訪問	養育支援が特に必要になる家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する
子育て短期支援	母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由で一時的に養育が困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を行う
病児保育	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所などに付設されたスペースで預かる
延長保育	保育認定を受けた子どもを通常の利用日及び利用時間以外に保育所や認定こども園などで預かる
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所などの施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を補助する
多様な事業者の参入促進・能力活用	新規参入事業者に対する巡回支援や、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に必要な費用を補助する

◆ 現行幼稚園・保育所の子ども・子育て支援新制度への移行後の施設種別について



※どの施設種別を選択するかは、それぞれの園の希望
 ※公立園については、施設型給付施設に移行

(2) 幼児期の教育・保育の供給体制の確保に向けた取組み

① 幼児期の教育・保育の提供体制の確保にかかる支援

実施主体である市町村が子育て家庭のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制を計画に基づき、確保できるよう保育所や認定こども園等の認可・認定を行うほか、市町村と連携して支援を行います。

また、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して指導・助言を行います。

② 認定保育施設の認可化促進

地方自治体が独自に運営経費を補助している認定保育施設の認可化支援に取り組み、給付対象施設の確保を図ります。

③ 地域型保育事業と連携施設の円滑な連携にかかる支援

地域型保育事業の利用者が3歳となった以降も切れ目なく教育・保育の提供を受けられるよう連携施設の設置の促進や相互連携について、市町村と連携して進めます。

④ 保育所入所待機児童解消に向けた取組み

待機児童解消加速化プランなど、国の待機児童解消に向けた取組みを市町村と連携して進めます。また、特に多い0～2歳児の待機児童の解消に向け、さまざまな取組みを市町村と連携して進めます。

⑤ 保育所入所待機児童解消に向けた市町村との連携

県・市町村保育所待機児童対策協議会における市町村との情報交換などを通じ、連携して待機児童の解消を図ります。

⑥ 認定こども園の普及促進

認定こども園の制度や認定こども園化のための手続き方法などについてわかりやすく周知するとともに、個別相談に対応し、認定こども園の普及を図ります。

⑦ 幼稚園・保育所・小学校等の連携

事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等を通じて、就学前児童と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図ります。

⑧ 施設型給付施設及び地域型保育事業の利用者に対する個人給付

幼稚園（施設型給付施設）、保育所、認定こども園の利用者に対し、個人給付を行い、質の高い教育・保育を提供します。

⑨ 私立幼稚園の経常的運営費に対する支援

教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立幼稚園の経常的運営費を支援します。

【個別施策】 2 幼稚園教諭、保育士及び子育て支援事業に従事する者等の確保・質の向上

子ども・子育て支援新制度では、子育て家庭のニーズに応じた幼児教育・保育や子育て支援について、量の確保と併せて質の充実も図ることとしています。

そこで、県では、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、家庭的保育者など、教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）や小規模保育事業や家庭的保育事業をはじめとする地域型保育事業において、質の高い幼児教育や保育が円滑に行えるよう、各年度における幼児教育や保育に従事する人材の必要見込み人数を算定し、関係機関と連携して、計画的に確保を図るほか、併せて質の向上についても取り組んでいきます。

また、放課後児童クラブなどにおける放課後児童支援員など、新制度で市町村が新たに実施する地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保・育成についても、質の高い子育て支援を円滑に行うため、人材確保や質の向上などの取組みを市町村等と連携して進めます。

取組みの主な対象：幼稚園教諭、保育士、家庭的保育者、子育て支援員、放課後児童支援員等

主な取組み事業

(1) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み数

子ども・子育て支援新制度の趣旨に沿って、県民のニーズにあった就学前児童の教育・保育の提供体制の充実を計画的に進めるためには、教育・保育施設や事業で従事する人材の確保も計画的に進める必要があります。

本県では、下記の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数の設定の考え方に基づく算定方法により、市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の利用児童数の見込みに対応する幼稚園教諭、保育教諭、保育士などの必要見込み人数を算出し、計画的な人材確保の取組みを進めていきます。

◆ 本県の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数の設定の考え方

県計画における教育・保育の利用児童数の見込みに対応する従事者数をこれまでの職員配置の実態（配置基準を超えて配置されている職員数）に基づき、各年度ごとに算出し、必要見込み人数を設定します。

◆ 幼児教育・保育に従事する人材の必要見込み人数

(人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育教諭	846	1,271	1,746	2,106	2,462
保育士	21,819	22,898	23,732	24,327	24,829
幼稚園教諭	8,086	7,751	7,374	7,045	6,717
保育従事者 * 1	74	128	157	184	218
家庭的保育者 * 2	135	176	215	232	248
家庭的保育補助者 * 3	110	143	155	165	174
家庭的保育者 * 4	135	176	215	232	248

* 1：小規模保育事業 B 型における保育従事者

* 2：小規模保育事業 C 型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

* 3：小規模保育事業 C 型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

* 4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

* 保育教諭については、平成 31 年度までの間は幼稚園教諭若しくは保育士の一方の資格しか有していなくても、保育教諭として働くことができることとなっています。

【参考】子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設、事業で主に必要となる人材

	新制度におけるサービス	主に必要となる人材	国配置基準（公定価格の算定基礎）
特定教育・保育施設	幼稚園(1号認定子どもに対する教育)	幼稚園教諭	4歳以上児 30:1 3歳児 20:1
	保育所(2・3号認定子どもに対する保育)	保育士	4歳以上児 30:1 3歳児 20:1 1~2歳児 6:1 0歳児 3:1
	認定こども園(1~3号認定子どもに対する教育・保育)	幼稚園教諭、保育士 保育教諭(幼保連携型認定こども園)	4歳以上児 30:1 3歳児 20:1 1~2歳児 6:1 0歳児 3:1 *ただし、幼保連携型認定こども園の直接処遇者は保育教諭
特定地域型保育事業	小規模保育事業 (満3歳未満児を施設(定員6~19人)において保育)	A型(分園型) 保育士	1~2歳児 6:1 0歳児 3:1
		B型(中間型) 保育士 保育従事者(市町村研修の修了者)	1~2歳児 6:1 0歳児 3:1 *ただし、1/2以上は保育士
		C型(グループ型) 家庭的保育者(市町村研修を修了した保育士) 家庭的保育補助者(市町村研修の修了者)	0~2歳児 3:1 *ただし、補助者を置く場合は5:2
	家庭的保育事業 (満3歳未満児を保育者の居宅等(定員5人以下)において保育)	家庭的保育者(市町村研修を修了した保育士) 家庭的保育補助者(市町村研修の修了者)	0~2歳児 3:1 *ただし、補助者を置く場合は5:2
	居宅訪問型保育事業 (家庭的保育者が満3歳未満児を児童の居宅において保育)	家庭的保育者(市町村研修を修了した保育士)	0~2歳児 1:1 [参考] 対象児童 ・障害、疾病等により、集団保育が著しく困難である場合 ・認可保育所等に入所できない場合等
	事業所内保育事業(満3歳未満児を事業所内保育において従業員の児童のほか地域の子どもも受け入れて保育)	保育士 保育従事者(市町村研修の修了者)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様

(2) 幼稚園教諭、保育教諭、保育士等幼児教育・保育に従事する人材の確保の取組み

① 保育士確保プランによる保育士確保の取組み

国の保育士確保プランを活用し、市町村と連携し、計画的に保育士確保の取組みを進めます。

② 保育士試験の回数増加による資格取得支援

本県で年2回保育士試験を実施することで、受験機会の増加による保育士確保に取り組みます。

③ 保育士試験準備講座の開催

保育士試験準備講座を開催し、新たな資格取得者の増加を図ります。

④ 幼稚園教諭・保育士等の就業継続支援

施設型給付や私学助成により、職員の処遇の改善を図ります。

⑤ 幼稚園教諭・保育士等のキャリアアップの取組みへの支援

職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。

⑥ 保育教諭確保のための支援

子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園において、子どもの処遇に従事する職員として、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有する保育教諭を配置することが必要となります。国では、平成31年度までの5年間を特例期間と定め、その間に幼稚園教諭免許、保育士資格のいずれか一方しか資格を有していない者が、不足している片方の資格を取得するための緩和措置を設けています。県では、幼保連携型認定こども園が円滑に制度移行できるよう、特例制度の周知や支援を行い、保育教諭の確保を図ります。

⑦ 家庭的保育者や子育て支援員（注）等の確保のための支援

市町村が行う家庭的保育者や子育て支援員等として働くために必要な研修の実施について、市町村と連携して取り組むほか、市町村が実施する取組みに対して支援を行います。

⑧ 潜在資格者（幼稚園教諭・保育士）の復帰促進支援

潜在資格者に対し、個別相談に応じるなどの職場復帰支援を、県と政令・中核市が共同で行います。また、就職支援セミナーや就職相談会等を開催し、現場復帰の働きかけを行うほか、団体が行う同様の取組みに対し支援を行います。

(注) 子育て支援員

国では、子育て経験のある主婦等が国が示すガイドラインによる一定の研修を受けることにより、「子育て支援員」としての認定を受け、小規模保育などでの保育をサポートすることができる制度を平成27年度から新設します。

この背景には、子ども・子育て支援新制度の導入により、主に保育や子育て支援においてニーズの増が見込まれ、これに伴い、人材の不足が見込まれることがあります。

なお、国は、「子育て支援員」制度の導入により、保育や子育て支援の担い手を確保するとともに、保育や子育て支援の仕事に関心があり、働くことを希望する方の活躍の場を拡大することとしています。

(3) 幼稚園教諭、保育教諭、保育士等幼児教育・保育に従事する人材の質の向上の取組み

① 幼稚園教諭、保育士を対象とした研修の実施

職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を体系的に行い、質の向上を図ります。また、幼稚園教諭、保育士の合同研修を行い、相互理解を図ることを検討します。

② 幼稚園教諭、保育士を対象として市町村等が実施する研修に対する支援

市町村や関係団体が行う職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修に対する支援を行います。

③ 「教育・保育要領」の周知

主に幼保連携型認定こども園の教育・保育の指針となる「教育・保育要領」の周知を図り、質の向上を図ります。

④ 家庭的保育者や子育て支援員等を対象とした研修に対する支援

市町村が行う家庭的保育者や子育て支援員等を対象とした研修に対する支援を行います。

(4) 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組み

平成27年度から国が創設する「子育て支援員」制度では、県又は市町村が実施した研修（「基本研修」、「専門研修」）を修了した方が、子育て支援員として認定されます。

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望される方に対して、市町村と役割分担をしながら研修を実施して、人材の育成確保を行います。また、子育て支援員以外の従事者への研修も併せて実施します。

① 放課後児童支援員の認定資格研修等の実施

放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修等を実施します。

② 放課後児童支援員を対象とした研修の実施

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等を行うための計画的な研修を、放課後児童クラブや放課後子ども教室の従事者を対象に実施します。

③ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業従事者の質向上のための研修等の実施

市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援するとともに、これらの事業の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。

④ ファミリー・サポート・センター事業等の従事者の質向上のための研修等の実施

市町村が実施しているファミリー・サポート・センター等の地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を支援するとともに、ファミリー・サポート・センター事業等の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。

【個別施策】 3 教育・保育情報の公表

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労などの状況やニーズに応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの教育・保育施設や小規模保育、家庭的保育などの地域型保育事業を選択し、利用することになります。

県では、利用者が自分のニーズに合った教育・保育施設や事業を選択できるよう、教育・保育施設や事業者の情報を公表し、利用者支援を進めます。

取組みの主な対象：就学前の教育・保育の利用者

主な取組み事業

(1) 教育・保育情報の公表方法

子育て中の方が、子ども・子育て支援にかかる情報を気軽に入手できるよう県が開設しているwebサイト「子育て支援情報サービスかながわ」において、利用者が希望にあった施設や事業を選択できるよう、教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園や、小規模保育、家庭的保育などの地域型保育事業者の情報を提供します。

※ 「子育て支援情報サービスかながわ」

<http://c.rakuraku.or.jp/>

(2) 教育・保育情報の公表内容

子ども・子育て支援法施行規則第 47 条で定められている情報公表項目を基本として、教育・保育情報の公表を行います。

【法で定められている情報公表項目】

施設等を運営する法人に関する事項

- 1 法人の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 電話番号
- 4 その他の連絡先
- 5 法人の代表者の氏名
- 6 法人の代表者の職名
- 7 法人の設立年月日
- 8 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業

施設等に関する事項

- 1 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
- 2 施設等の名称
- 3 施設等の所在地
- 4 施設等の電話番号
- 5 施設等のその他の連絡先
- 6 事業所番号
- 7 施設等の管理者の氏名
- 8 施設等の管理者の職名
- 9 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
- 10 当該報告に係る事業の開始年月日、開始予定年月日
- 11 当該報告に係る事業の確認を受けた年月日
- 12 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）

施設等において教育・保育に従事する従業者に関する事項

- 1 職種別の従業者の数
- 2 従業者の勤務形態
- 3 従業者の労働時間
- 4 従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数 等
- 5 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
- 6 従事者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況

教育・保育等の内容に関する事項

- 1 施設等の開所時間
- 2 施設等の利用定員
- 3 施設等の学級数その他の運営に関する方針
- 4 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
- 5 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積
- 6 当該報告に係る園舎面積
- 7 当該報告に係る園庭の面積 等
（5・6・7は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省、厚生労働省令第1号）附則第4条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。）
- 8 施設等の利用手続き
- 9 選考基準
- 10 施設等のその他の利用に関する事項
- 11 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況
- 12 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
- 13 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等

当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項

教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置

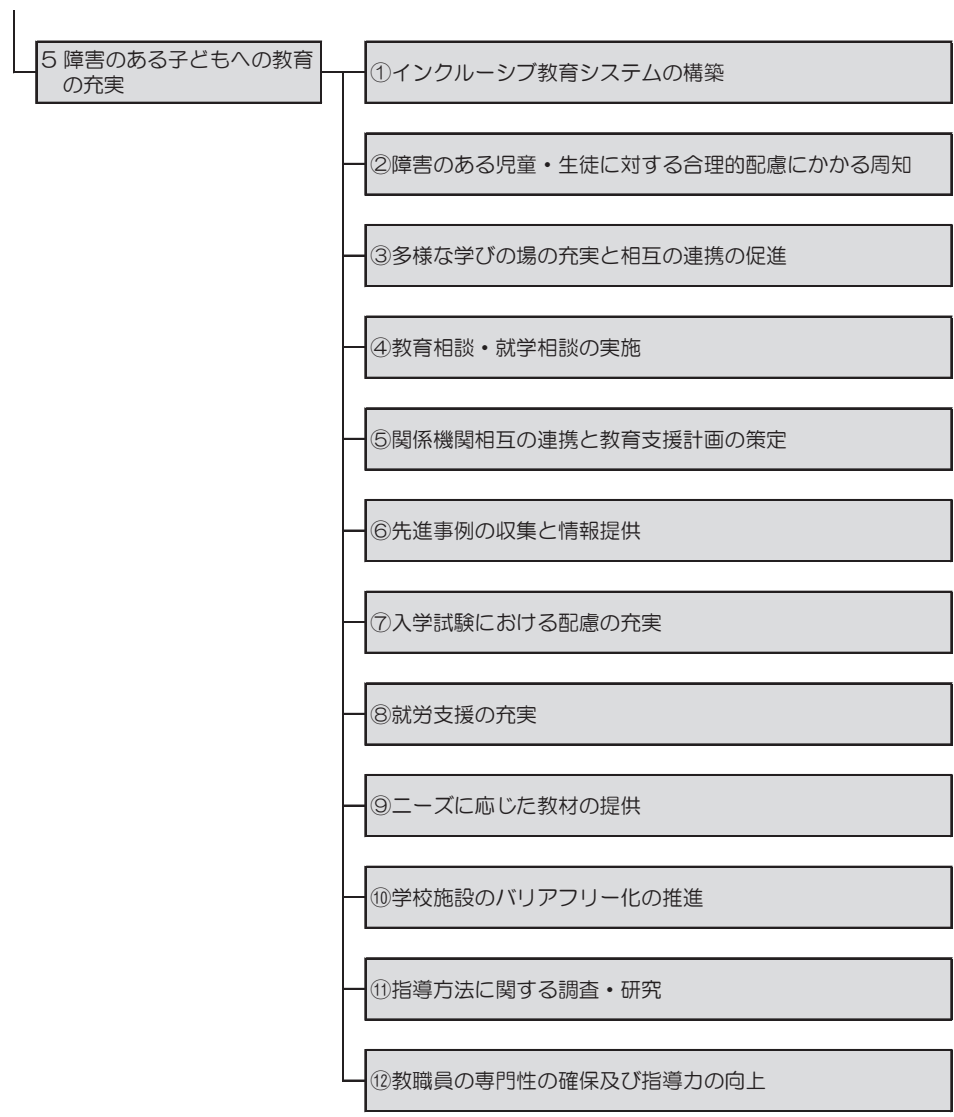
- 1 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
- 2 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
- 3 相談、苦情等の対応のための取組の状況

教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項

- 1 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
- 2 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
- 3 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

◆ 「Ⅲ-2-2」 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援」施策体系





【重点施策】

② 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

【個別施策】

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 社会的養護体制の充実
- 3 ひとり親家庭等自立支援の推進
- 4 障害のある子どもへの支援の充実
- 5 障害のある子どもへの教育の充実

社会構造やライフスタイルの変化等により、子どもや家族をめぐる課題が複雑化、深刻化しています。このような中、虐待など家庭で適切な養育を受けることのできない子どもや、ひとり親家庭の子ども、障害のある子ども等が、その年齢や状態に応じて自立ができるよう、その子どもや家庭に対する総合的、専門的な支援の取組みを進めます。

【個別施策】 1 児童虐待防止対策の充実

急増・深刻化する児童虐待相談を踏まえ、子どもの命と安全を守り、権利を擁護することを最優先として、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等の取組みのさらなる充実をめざします。

取組みの主な対象：子ども、保護者、市町村、関係機関

主な取組み事業

① 児童相談所の体制強化

児童相談所は安全確認や介入措置を行うなど虐待対応の中核的な役割を担う専門機関であるため、児童虐待相談対応件数の増加に伴い、業務量に見合った職員配置や児童相談所の専門性の向上を図るとともに、組織として適切にケースの進行管理ができる仕組み作りや業務内容の見直しを行います。

- ・ 全ケースを対象とした組織としての進行管理の徹底
- ・ 児童福祉司の配置基準と担当ケース数の適正化
- ・ 専門的機能の強化に向けた業務内容の分担等の見直し

② 要保護児童対策地域協議会を中心とした連携の強化

関係機関相互の連携強化、役割分担の明確化、調整機関職員の専門性の向上などにより、要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的な運営に向けて支援します。また、関係機関が把握した情報の速や

かな集約、共有化により、所在不明児童に対する調査・対応のルール化と体制整備の推進を図ります。

- 市町村との協働による所在不明児童に関する対応のルールづくり
- 市町村と児童相談所の専門性を生かした役割分担、連携・協働の徹底
- 調整機関職員への研修実施等による専門性の向上
- 転居を繰り返す家庭に対する自治体間の情報共有と切れ目ない支援の徹底
- 各自治体、関係機関における先進的な取組みや好事例の共有による要保護児童対策地域協議会の運営の活性化

③ 虐待予防と早期からの支援の実施

0歳児の死亡事例が多い実情を踏まえ、望まない妊娠や精神疾患のある養育者への早期からの相談、支援体制の充実を図ります。また、次世代の子どもたちを含め、社会一般における虐待リスクの理解を広げ、社会全体として子どもを守るという気運を高める取組みに努めます。

- 産科・精神科医療機関、母子保健分野等との連携強化による、妊娠期からの相談体制の充実
- 教育機関との連携による早期発見、早期対応に関する理解の促進と次世代への啓発教育の推進
- 夜間の放置等、大人の身勝手な行動が児童虐待となることへの注意喚起と通告義務の広報啓発の実施

④ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止

本県が行ってきた、児童虐待による死亡事例等の検証結果及び提言について、取組み状況を確認し、再発防止に向けた取組みを強化します。また、各市町村においても、積極的な検証が行われるよう、技術的な助言等を行います。

- 要保護児童対策地域協議会主管課長会議等における、市町村との検証報告書の共有、再発防止に向けた取組みの推進
- 市町村との協働による死亡事例等の検証実施の推進

【個別施策】 2 社会的養護体制の充実

社会的養護はできる限り家庭に近い環境で特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われることが望ましいことから、里親の拡充や施設の小規模化により、家庭的養護を推進します。

取組みの主な対象：家庭で養育を受けることができない子ども、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設、里親など

主な取組み事業

(1) 今後の社会的養護の供給量

政令指定都市及び児童相談所設置市を除く県所管域の社会的養護の需要量に対して、計画の最終年度までに、3分の1を里親及びファミリーホーム、3分の1をグループホーム、3分の1を本体施設で養育することを基本とします。

ただし、乳幼児については、地域分散化のメリットが大きくないこと、また、何らかの疾患があるなど専門的ケアを必要とする児童の割合が高いことから、0～2歳に対してグループホームは設置せず、3分の2を小規模化した本体施設（乳児院）で養育することとします。

また、社会的養護の需要に対する供給量に加えて、その他の需要に対する供給量として、年齢や性別による入所調整への対応、一時保護及び子育て短期支援事業（ショートステイやトワイライトステイ）への対応、政令指定都市等及び東京都から要請されている本県所管施設の定員枠の確保のための供給量を本体施設に確保します。

■ 0～2歳に対する供給量

①社会的養護の需要に対する供給量 (人)

	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
乳児院	54	47	40
里親、ファミリーホーム	12	16	21
計	66	63	61

②その他の需要に対する供給量 (人)

	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
乳児院	18	18	18

■ 3～19歳に対する供給量

①社会的養護の需要に対する供給量 (人)

	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
児童養護施設	408	275	152
グループホーム	60	102	152
里親、ファミリーホーム	103	128	153
計	571	505	457

②その他の需要に対する供給量 (人)

	2020年 (H32年)	2025年 (H37年)	2030年 (H42年)
児童養護施設	431	390	348

(2) 家庭的養護推進のための具体的取組み

① 里親開拓と委託の推進

社会的養護では里親委託を優先して検討することが原則であり、里親の開拓、里親支援の充実等により里親委託を推進することが重要です。また、里親に委託される子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが対象であり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視しなければなりません。このため、市町村等とも連携して、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう努めるほか、ファミリーホームの開設を促進します。

里親の相談先としては、家庭養育支援センター、各施設、里親相談員、里親会等があります。

児童相談所は里親の認定登録手続き及び子どもを措置する機関として、里親子支援全般の役割を担います。

里親制度の普及啓発、里親の開拓、児童相談所による適切なマッチング、里親支援の展開は、里親委託を推進する一連の流れとして総合的に取り組む必要があります。

- ・ 「里親センター」の設置
- ・ 児童相談所の体制強化
- ・ 専門里親の登録促進
- ・ ファミリーホームの開設促進
- ・ 施設との連携

② 施設の小規模化及び地域分散化

本体施設については、より家庭的な養育環境となるよう、国の通知においても、養育単位の小規模化と施設そのものの小規模化が求められています。このため、全施設の小規模グループケア化とともに定員の削減が求められます。これまでの各施設の実践を活かしながら、新たな施設運営や体制強化、人材育成、バックアップ体制が求められるため、県は、各施設との意見交換を継続的に行います。

また、地域分散化は、地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶために有効ですが、地域社会に受け入れられるよう、市町村等と連携し、社会的養護に対する地域の理解と協力を得られるよう取り組みます。

- ・ 老朽化した施設の改築・小規模化の促進
- ・ グループホーム（地域小規模児童養護施設）の設置

- ・ ファミリーホームの開設支援

③ 専門的ケアの充実

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。また、乳児院や児童養護施設に入所している子どもは、知的や身体、発達の障害や何らかの疾患を有していることも多くみられます。このため、各施設への専門的な職員の配置等専門的ケアの体制の整備や、施設職員の療育や知的障害を有する子どもに対するケアの技術向上のための取組みを進めます。

- ・ 県立の児童自立支援拠点の設置
- ・ 人材の確保と研修の充実

④ 子どもの自立支援の充実

社会的養護のもとで育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所までに、自立に必要な生活の知識、技術、経験が得られる養育を行う必要があります。県は、そのための体制整備を図ります。

また、社会的養護のもとで育った子どもが地域で自立した生活を送るために必要な支援体制の整備を図ります。

- ・ 「あすなるサポートステーション」の充実強化
- ・ 各施設の自立支援体制の充実
- ・ 自立援助ホームの開設促進

⑤ 家族支援及び地域支援の充実

虐待の発生予防、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援など地域支援の充実を図ります。

- ・ 家族支援の充実
- ・ 地域の子育て支援

⑥ 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護の強化を図るため、県は、被措置児童等虐待の禁止について、施設職員及び里親への徹底、入所児童等や関係機関への周知等を図り、未然防止に努めます。

また、養育の質の向上を進めるため、施設種別ごとの国の運営指針や里親及びファミリーホーム養育指針に沿った取組みを促進します。

- ・ 権利擁護に関すること

【個別施策】 3 ひとり親家庭等自立支援の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、ひとり親家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭に対し、自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援など、総合的な取り組みを推進します。

取り組みの主な対象：母子家庭及び父子家庭などのひとり親家庭等

主な取り組み事業

① 子育てや生活支援

母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるためには、保育所の優先入所などの子育て支援と疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。

また、さまざまな課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行います。

- ・ 保育所の優先入所
- ・ 放課後児童クラブの利用
- ・ ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の実施
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・ 公営住宅の優遇入居等
- ・ 母子生活支援施設への入所

② 就業支援

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦のそれぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得るため、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施する母子家庭等就業・自立支援センターでの取り組み、また、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。

さらに、児童扶養手当受給者を対象に個別の事情に応じた自立支援プログラムを策定し自立に結びつける事業の推進や就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っていきます。

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ・ ハローワーク、マザーズハローワークの利用促進
- ・ 職業技術校による職業訓練の利用促進
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等職業訓練促進給付金事業
- ・ 母子・父子自立支援プログラムによる就業支援
- ・ 能力開発等に関する情報提供

③ 経済的支援

母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付を実施しているほか、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成も行うなど経済的支援を推進していきます。

また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦（夫）控除のみなし適用（注）を実施します。

- ・ 母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付
- ・ 児童扶養手当の給付
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ 寡婦（夫）控除のみなし適用の実施
- ・ 各種公共料金等減免の実施

（注）「寡婦（夫）控除のみなし適用」

配偶者と死別又は離別したひとり親（結婚歴のある者）には、「寡婦（夫）控除」という所得税法等における所得控除がありますが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されません。

その結果、所得額や所得税額等に基づき算定される利用料等について、結婚歴のあるひとり親との差が生じています。

このため、結婚歴のないひとり親に対しても、「寡婦（夫）控除」が適用された場合と同じ利用料等となるよう「寡婦（夫）控除」をのみなし適用することとします。

④ 相談体制と情報提供の充実

母子家庭、父子家庭及び寡婦のさまざまな悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員の質の向上を図っていくとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関との連携を図るとともに、支援策に関する広報の充実を図っていきます。

また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行っていきます。

- ・ 母子・父子自立支援員による総合的な相談窓口の充実
- ・ 母子・父子自立支援員等相談員への研修の充実
- ・ リーフレットやホームページ等による広報の充実
- ・ 養育費確保のための相談事業
- ・ 母子・父子福祉団体等が取り組む相談事業に対する支援と連携

【ひとり親家庭等を対象に実施したアンケート調査（平成26年度）】

神奈川県内のひとり親家庭等の自立支援策に係るニーズを把握し、今後の施策検討の基礎資料とするため、平成26年9月3日から9月30日までの期間で、就業支援事業などの県事業の参加者や（一財）神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会の各地区母子会を通じて調査を実施しました。（調査票260部配布中179部回答）

<結果概要>

1 あなたは次の制度について知っていますか

①知っている（上位3件）

児童扶養手当の受給（175人）、ひとり親家庭等医療費助成（170人）、ハローワーク（166人）

②知らない（上位3件）

子育て短期支援事業（132人）、母子生活支援施設（98人）、母子家庭等日常生活支援事業（96人）

2 あなたは次の制度を利用したことがありますか。

①利用したことがある制度（上位3件）

児童扶養手当の受給（119人）、ひとり親家庭等医療費助成（117人）、ハローワーク（77人）

②利用したことのある制度のうち、特に役に立った制度はどれですか。（上位3件）

児童扶養手当の受給（62人）、ひとり親家庭等医療費助成（63人）、公共料金等の減免（30人）

3 今後利用したい制度はどれですか。（上位3件）

ひとり親家庭等医療費助成（65人）、ハローワーク（64人）、ひとり親対象の就業支援講習会、求人情報の提供及び就業相談（61人）

4 ひとり親家庭に必要な支援策はどれですか。（上位3件）

児童扶養手当の拡充（129人）、就業のための訓練受講への経済的支援（118人）
臨時の際の子どもの一時預かりサービス（114人）

【個別施策】 4 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもや発達に遅れが見られるなど、特別な配慮が必要な子どもやその保護者を支援するため、早期発見、専門的な養育相談・指導、在宅生活支援サービス等の適切な支援体制整備を図ります。

取組みの主な対象：障害のある子ども・特別支援学校等に通学する児童・生徒及びその保護者、幼稚園・保育所・施設等（職員）、市町村

主な取組み事業

① 教育・保育サービス等の利用支援

障害児が、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等を利用できるようにするための必要な支援を行います。

② 障害児の保育所での受入れ促進と幼稚園における特別支援教育の支援

障害児の保育所での受入れを促進するため、保育所のバリアフリー化の促進や、障害児保育を担当する保育士の専門性の向上を図るための研修等を行うとともに、幼稚園における特別支援教育を支援します。

③ 障害児に対する総合的自立支援ネットワークの構築

虐待の影響などから様々な課題を抱えた、情緒障害や発達障害及び知的障害のある子どもに対し、総合的な支援体制を構築するため、心理・医療等の専門的ケアができる入所機能を持った児童自立支援拠点を設置するとともに、児童相談所や発達障害支援センターかながわA（エース）、総合療育相談センター、総合教育センターといった県の専門機関や地域関係機関と連携して、総合的な自立支援ネットワークを構築します。

④ 障害児とその家族の地域生活の支援

障害児とその家族の地域生活を支えるため、総合療育相談センターにおいて医療、訓練、相談等に取り組むとともに、地域への巡回支援などを通じて、市町村や支援・療育機関と連携しながら、隙間のない支援を行います。

⑤ 身近な地域での療育支援の充実

児童福祉法に基づき、障害児に対して、日常生活に必要な基本的な生活習慣や他の子どもたちとの関わり方等を教える児童発達支援や、障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援（注1）などの必要な支援を、身近な地域で受けることができる体制づくりを進めます。

また、障害児の年齢や成長に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を受けることができる体制づくりを進めます。

⑥ 療育に関する情報提供や相談支援等

障害児やその家族に対し、療育についての情報提供や相談支援等を行います。

また、在宅で生活する重症心身障害児者が安心して地域で暮らせるように、短期入所や居宅介護、児童発達支援等のサービスの充実を図ります。

⑦ 重度障害児等の施設療育の充実

障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、児童発達支援センター（注2）及び障害児入所施設の専門的機能の強化を図るとともに、地域における障害児やその家族を支える中心的な施設としての役割が担えるよう、施設の体制づくりを進めます。

また、障害児入所施設に、18歳を超えて入所している障害者が、年齢や特性に応じて必要な障害福祉サービスへの移行が円滑に進められるよう、施設の体制づくりを進めます。

（注1） 日中一時支援

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業所や学校の空き教室などで障害者の日中の活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

（注2） 児童発達支援センター

児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

障害児が日々保護者のもとから通い、日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。

【個別施策】 5 障害のある子どもへの教育の充実

障害のある子どもが、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障害の特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障害のない児童・生徒と共に受けることのできるしくみを構築します。

取組みの主な対象：障害のある子ども及びその保護者、幼稚園・保育所・施設等（職員）、
市町村

主な取組み事業

① インクルーシブ教育システム（注1）の構築

幼・小・中学校から高等学校を通じて、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶしくみを構築します。

また、義務教育段階においては、インクルーシブ教育を推進するため、障害のある児童・生徒・保護者の意見を最大限尊重し、市町村教育委員会が就学先を決定するしくみを構築します。

さらに、障害のある児童・生徒の発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促します。

② 障害のある児童・生徒に対する合理的配慮（注2）にかかる周知

障害のある児童・生徒に対する合理的配慮については、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人等との間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。

③ 多様な学びの場の充実と相互の連携の促進

必要な支援を受けながら、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校から高等学校における通常の学級を始めとして、小・中学校における通級による指導や特別支援学級、特別支援学校という「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図るとともに、相互の連携を促進していきます。

④ 教育相談・就学相談の実施

医療、保健、福祉等との連携のもと、幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施します。

⑤ 関係機関相互の連携と教育支援計画の策定

障害のある児童・生徒に対し、可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携のもと、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。

⑥ 先進事例の収集と情報提供

障害のある児童・生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。

⑦ 入学者選抜における配慮の充実

障害のある生徒の特別支援学校の高等部や高等学校等への進学を促進するため、引き続き入学者選抜における配慮の充実を図ります。

⑧ 就労支援の充実

福祉・労働等との連携のもと、障害のある生徒の就労について、支援の充実を図ります。

⑨ ニーズに応じた教材の提供

障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供に努めます。

⑩ 学校施設のバリアフリー化の推進

障害のある児童・生徒の視点を踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進します。

⑪ 指導方法に関する調査・研究

障害のある児童・生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進するとともに、研究成果の普及を図ります。

⑫ 教職員の専門性の確保及び指導力の向上

特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、教職員への研修の充実を図ります。

(注1) インクルーシブ教育システム

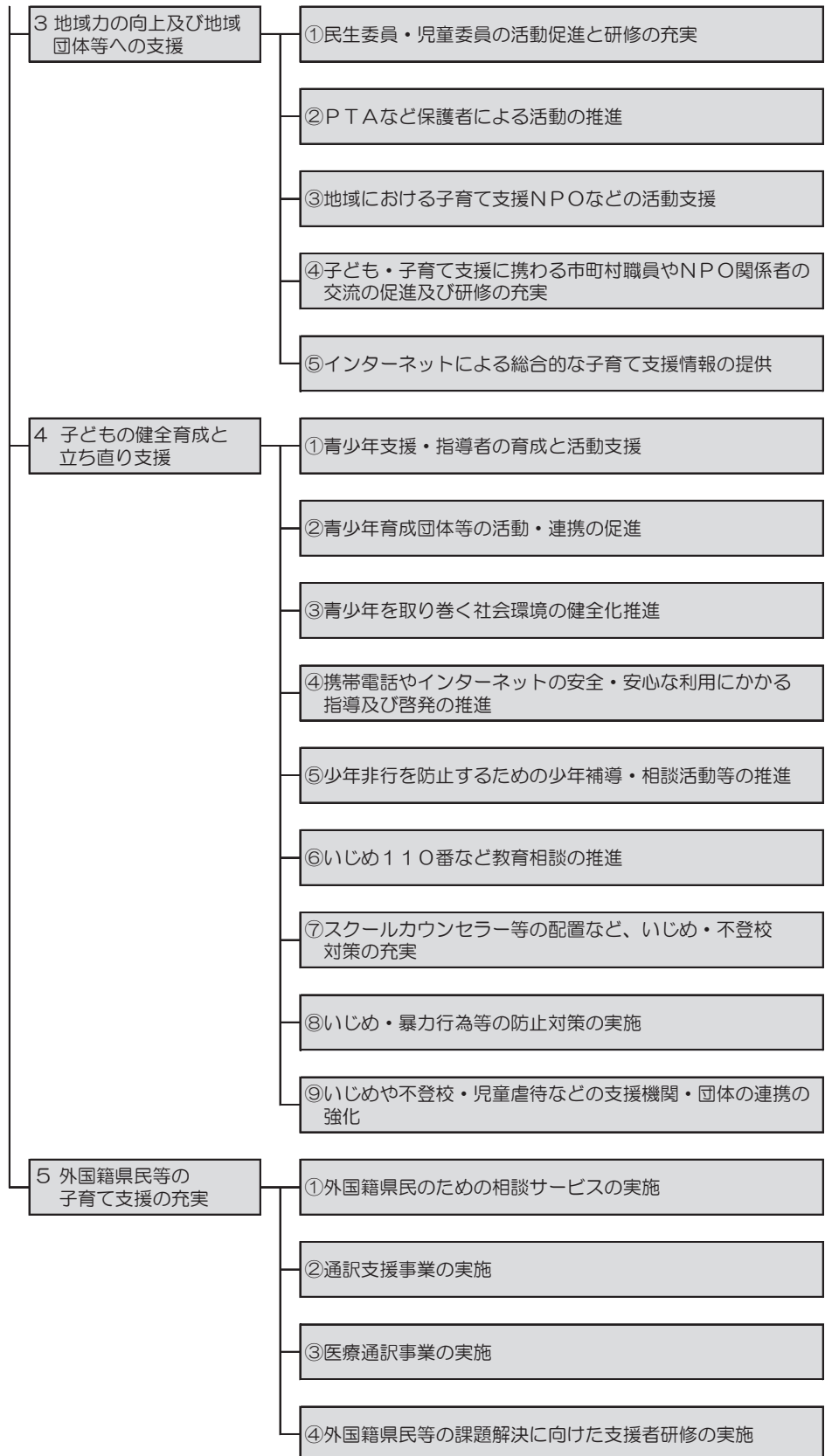
障害者権利条約第24条において、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある者となない者が共に学ぶしくみとされています。

(注2) 合理的配慮

障害者権利条約第2条定義において、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

◆「Ⅲ-2-3 地域における子育て力の向上」施策体系





【重点施策】

③ 地域における子育て力の向上

【個別施策】

- 1 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実
- 2 小学生の放課後対策の充実
- 3 地域力の向上及び地域団体等への支援
- 4 子どもの健全育成と立ち直り支援
- 5 外国籍県民等の子育て支援の充実

核家族化の進行やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化により、育児の孤立化が進み、親の負担感が増大しています。

子ども・子育て支援新制度では、親がゆとりや喜びを持って子育てができるよう、在宅で子育てをしている家庭を含むすべての子育て家庭や子どもを対象として、市町村が地域のニーズに応じて、地域子育て支援拠点や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業を行い、地域の子育て支援の充実を図ることとしています。

そのため、県では、市町村が子育て家庭のニーズや地域の実情にあった事業が円滑に行えるよう支援を行います。

また、地域の子育て力の向上を図るため、地域で子育て支援活動を行っているNPO等の団体への支援や担い手のスキルアップのための研修機会の提供等に努めるとともに、青少年等の健全育成に向けた取組みも進めます。

【個別施策】 1 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実

保護者等の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭や子どもに対する子育て支援を充実するため、子ども・子育て支援新制度では、市町村が、地域のニーズに合わせ、地域子育て支援拠点や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業を実施することとなります。

県では、地域子ども・子育て支援事業が円滑に行われるよう、実施する市町村に対して支援を行います。

取組みの主な対象：就学前の子どもとその保護者、市町村等

主な取組み事業

① 利用者支援事業への支援

子育て家庭が幼稚園・保育所・小規模保育などの教育・保育施設、事業や地域の子ども・子育て支援事業などから、希望に合ったサービスを選択・利用できるように、市町村等が地域子育て支援拠点や行政窓口で行う利用者支援のための取組みに対し、支援を行います。

② 一時預かり事業（注1）への支援

保護者の疾病や災害、育児疲れ等により、一時的にお子さんを保育所等で預かることで、安心な子育て環境を推進する市町村の取組みを支援します。

③ 私立幼稚園における預かり保育（注2）への支援

保護者の保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後及び休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。

④ 地域子育て支援拠点事業への支援

子育て親子の交流促進や子育てに関する相談を受けるなどの事業を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る地域子育て支援拠点を実施する市町村への支援を行います。

⑤ 私立幼稚園における地域開放の推進

幼稚園の施設や教育機能を開放し、地域との連携を深めるため、地域とのふれあい交流事業や保護者に対する教育相談事業などを行う私立幼稚園の支援を行います。

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業への支援

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業や養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う養育支援訪問事業を実施する市町村への支援を行います。

⑦ 子育て短期支援事業への支援

保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業への支援

地域の実情に応じ、地域住民の会員制により保育支援等を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村への支援を行います。

⑨ 病児保育事業や延長保育事業への支援

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児保育事業や、通常の保育時間を超えて保育所等での預かりを行う延長保育事業を実施する市町村への支援を行います。

⑩ 親育ち支援事業への支援

保護者の育児の不安感、負担感を軽減し、自信と意欲を持って子育てに取り組むことができるよう、情報交換の場の提供など、親育ち支援事業を実施する市町村への支援を行います。

(注1) 一時預かり事業

地域の児童を対象とした一時的な保育サービス

(注2) 預かり保育

通常の幼稚園教育時間の前後及び休業日に、園児を対象に行う預かり

【個別施策】 2 小学生の放課後対策の充実

親の就労にかかわらず、すべての小学生が安心していきいきと放課後等を過ごせる居場所を県域全体で提供できるよう、市町村等が設置運営する「放課後児童クラブ（注1）」や「放課後子ども教室（注2）」への支援を行います。

また、国の「放課後子ども総合プラン（注3）」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携を図るための取組みや放課後児童支援員等を対象とした研修を実施し、質の向上を図ります。

取組みの主な対象：小学生、市町村等

主な取組み事業

① 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生等が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康管理や遊びを通して、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。

② 放課後子ども教室の設置・運営に対する支援

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちのさまざまな体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組みを行う市町村に対し支援を行います。

③ 放課後児童支援員の認定資格研修の実施

放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得し、支援員となるための研修を実施します。

④ 放課後児童支援員を対象とした研修の実施

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等を行うための計画的な研修を、放課後児童クラブ従事者や放課後子ども教室の参画者を対象に実施することを検討します。

⑤ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携・協力を促進するための支援

市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の取組促進が図られるよう、放課後対策の総合的な在り方の検討の場として「推進委員会」を設置します。

⑥ 教育委員会と知事部局の連携・協力

放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に当たり、教育委員会と知事部局が情報共有し、連携・協力して市町村を支援します。

⑦ 児童館の運営に対する支援

健全な遊びを通じて、児童の集団指導や個別指導を行うほか、地域の子どもの健全育成に必要な活動を行う児童館の運営支援として、市町村を通して関係団体等の活動や情報等を提供していきます。

(注1) 放課後児童クラブ

学童保育とも呼ばれ、通常、保護者が就労している小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供します。

(注2) 放課後子ども教室

地域の子どもの対象とし、体験・交流・学習活動の機会を提供します。

(注3) 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的として国が平成26年度に策定するプラン。市町村や県は、このプランに基づく取組みについて、市町村行動計画及び都道府県行動計画に記載することとされています。

【個別施策】 3 地域力の向上及び地域団体等への支援

地域では、民生委員・児童委員やPTA、子育て支援NPOをはじめ、保育所・幼稚園といった子育て支援機関が地域の子ども・子育て支援を推進する事業を行っています。

地域の子育て支援力の向上を図るため、関係者に研修機会を提供するなどの支援を行うとともに、様々な活動情報の共有が県全域で図られるよう、インターネットを活用した情報提供を推進します。

取組みの主な対象：子育て中の保護者、子育て支援関係者及び子育て支援機関等

主な取組み事業

① 民生委員・児童委員の活動促進と研修の充実

日々の活動において子ども・子育て支援などを行っている民生委員・児童委員を対象に、活動に必要な知識や対応方法などを習得するための研修を実施し、委員の質の向上を図ります。

② PTAなど保護者による活動の推進

PTA活動推進の中心的役割を果たす指導者を対象に、生涯学習指導者研修を開催し、団体運営及び活動上の諸問題や今日的課題について研究協議を行います。また、PTA活動の振興・充実を目的としたハンドブックを作成し、PTA会員の研修会や委員会活動等において活用します。

③ 地域における子育て支援NPOなどの活動支援

子ども・子育て支援プロジェクトや子ども・子育て支援フォーラム等により、子育て支援NPOの抱える課題の解決や、NPO相互、企業や行政との連携を促進するほか、活動の認知度を高め、県民の参加を促す活動支援を行います。

④ 子ども・子育て支援に携わる市町村職員やNPO関係者の交流の促進及び研修の充実

地域での子ども・子育て支援に携わる市町村職員や子育て支援NPO・団体などが、顔がつながり、お互いの活動を知り、必要なネットワークが機能するきっかけづくりとなる交流会の開催や研修の充実を図ります。

⑤ インターネットによる総合的な子育て支援情報の提供

行政サービス情報、幼稚園や保育所等の施設情報、企業・職場の情報、地域の情報等をインターネットにより提供するとともに、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報をモバイルサイトでも提供するなど、子育て支援に関する総合的な情報を県民に提供します。

(参考)「子育て支援情報サービスかながわ」 <http://c.rakuraku.or.jp/>

【個別施策】 4 子どもの健全育成と立ち直り支援

子どもの健全な育成のため、青少年支援・指導者の養成や活動支援、携帯電話やインターネットなどの安全・安心な利用に係る指導・啓発を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進します。

また、少年非行やいじめ・暴力行為等に対する対策や相談活動等の充実を図り、各種団体、関係機関の連携により、青少年の健全育成を支える地域づくりを進めます。

取組みの主な対象：思春期を中心とする青少年・保護者、青少年支援・指導者、
青少年育成・支援団体等、有害図書類等を扱う業界

主な取組み事業

① 青少年支援・指導者の育成と活動支援

地域における青少年の多様な体験学習及び主体的な参画を促進する青少年支援・指導者の育成を図るとともに、実践的な活動プログラムの調査研究や情報提供を通じて、青少年関係団体や青少年支援・指導者の活動を支援します。

② 青少年育成団体等の活動・連携の促進

地域において青少年育成活動を展開する団体について、その実施事業に対して支援するとともに、団体相互の連携による取組みの促進を図ります。

③ 青少年を取り巻く社会環境の健全化推進

青少年を取り巻く有害な社会環境の健全化を推進するため、関係業界団体を含めた各種団体等と協働し、様々な啓発活動を行うとともに、青少年保護育成条例及び青少年喫煙飲酒防止条例の適切な運用を図ります。

④ 携帯電話やインターネットの安全・安心な利用にかかる指導及び啓発の推進

携帯電話サイト「かなかわモード」(注1)の活用や企業協力による携帯電話教室の実施等を通して、インターネット上でトラブルに巻き込まれてしまったときの対処法を身に付けさせるとともに、他の人と上手にコミュニケーションを取る能力をはぐくみます。

⑤ 少年非行を防止するための少年補導・相談活動等の推進

少年の非行を防止するため、喫煙や深夜はいかいなどを行う少年の補導活動を進めるとともに、保護者や少年自身から、非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、助言・指導を通じて少年の立ち直りを支援します。

⑥ いじめ110番など教育相談の推進

いじめ110番では、いじめに悩む本人、保護者、教員等が相談しやすいよう24時間、365日対応します。

また、幼児から18歳までの不登校や支援を必要とする子どもの養育・教育・就学等について、児童・生徒本人、保護者、教員等からの相談を受け付けます。

⑦ スクールカウンセラー等の配置など、いじめ・不登校対策の充実

心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカー（注2）を配置し、社会福祉の手法を用いていじめ・不登校等に対応します。また、フリースクールやフリースペースなどのNPO等との連携・協働を進め、不登校状態にある児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開を支援します。

⑧ いじめ・暴力行為等の防止対策の実施

「かながわ元気な学校ネットワーク」として、各学校や各地区において、子どもがいじめや暴力行為について自主的に考えるための取組みを推進するとともに、家庭でのコミュニケーションを大切にすることを保護者に啓発するための「ファミリー・コミュニケーション運動」等、県民への啓発活動に取り組みます。

⑨ いじめや不登校・児童虐待などの支援機関・団体の連携の強化

いじめ・不登校に悩む子どもを支える関係機関やNPO等の関係団体の連携を強化し、いじめ・不登校や児童虐待の未然防止・早期対応を図ります。

（注1）携帯電話サイト「かながわモード」

かながわモードは、保護者、教職員、小学生、中学・高校生のそれぞれを対象とし、携帯電話の危険性を認識するページ、代表的なトラブルへの対処法や相談先を案内するページ、保護者や教職員が携帯電話の利用法について指導するときの参考となるページなどから構成されています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/mb/f100021/>

（注2）スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門家で、学校や家庭だけでは解決が困難な児童・生徒の課題に対し、児童・生徒が置かれた環境に働きかけることにより課題の解決を図るもので、関係機関とのネットワークの構築や連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援などを行います。

【個別施策】 5 外国籍県民等の子育て支援の充実

外国につながる子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、外国籍県民を対象とした多言語による相談窓口の設置や、行政窓口での手続きや学校の面談等への通訳ボランティアの派遣、さらに、外国籍県民等の支援者を対象とした子どもの学習支援等に関する講座を実施します。

取組みの主な対象：外国につながる子ども・保護者・支援者

主な取組み事業

① 外国籍県民のための相談サービスの実施

「地球市民かながわプラザ」において、外国籍県民を対象とした多言語による相談事業（教育・一般・法律）を実施します。

② 通訳支援事業の実施

日本語を母語としない外国籍県民等が、行政窓口での手続きや学校の面談等で通訳を必要とする場合に、通訳ボランティアを紹介する「かながわ一般通訳支援事業」を実施します。

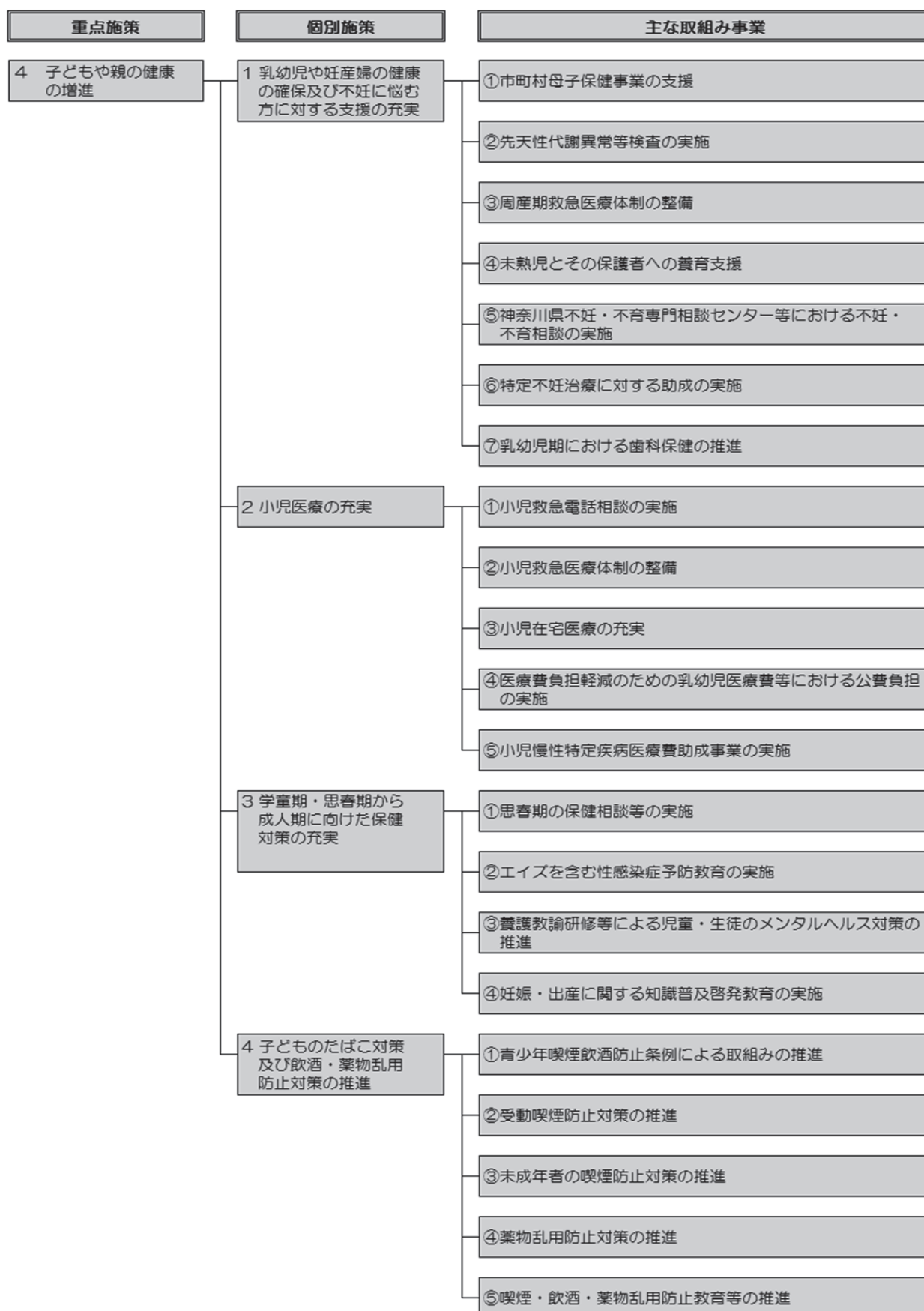
③ 医療通訳事業の実施

日本語を母語としない外国籍患者が安心して医療を受けられるよう、協定医療機関からの派遣依頼を受け、医療通訳スタッフを派遣する「医療通訳派遣システム事業」を実施します。

④ 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の実施

「国際言語文化アカデミア」において、外国籍県民等の支援者を対象に、日本語ボランティア養成や子どもの学習支援に関する講座を実施します。

◆「Ⅲ-2-4 子どもや親の健康の増進」施策体系



【重点施策】

4 子どもや親の健康の増進

【個別施策】

- 1 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実
- 2 小児医療の充実
- 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 4 子どものたばこ対策及び飲酒・薬物乱用防止対策の推進

産科・小児科不足等、健康や医療を取り巻く環境は厳しくなっています。母子保健の充実支援をはじめ、安心して妊娠・出産できる環境づくり、不妊に悩む方に対する支援の充実、小児医療の充実を図る取組みを進めます。

また、子どもがそれぞれの成長段階に応じて、健やかな心身の成長をはぐくむために、学童期・思春期から成人期を通じた保健対策の充実強化、子どもの喫煙・飲酒・薬物乱用を防止する取組み並びに妊産婦や子どもを受動喫煙による健康への悪影響から守る取組みを推進します。

【個別施策】 1 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実

安心して出産・育児ができる保健医療体制を推進するため、特に、乳幼児や妊産婦の健康の保持・増進を図るための保健サービス、周産期救急医療や不妊治療への支援などへの対応を図ります。

取組みの主な対象：乳幼児とその保護者、妊娠中の女性とその配偶者、妊娠を希望している女性とその配偶者

主な取組み事業

① 市町村母子保健事業の支援

妊娠・出産等における切れ目のない支援の実現を目指し、市町村母子保健事業従事者の質を向上させるため、従事者研修会を実施するとともに、母子担当者会議等で、関係機関での情報共有や母子保健事業間の有機的な連携等を図ります。

また、わが国の危機的な人口減少を克服するため、市町村における総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備や産後ケア事業等の実施を支援してまいります。

② 先天性代謝異常等検査の実施

発症すると重篤な障害や生命への危険があるが、発症前であれば効果的な予防法・治療法が確立されている先天性な19疾患について、新生児から採取した血液を基に検査を行い、早期発見・早期治療により障害の発症防止を図ります。

③ 周産期救急医療体制の整備

ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した救急医療体制を確保します。

④ 未熟児とその保護者への養育支援

未熟児として出生したことにより入院等の養育医療を必要とする乳児に対し、必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて市町村の保健師等による未熟児の保護者に対する訪問指導を行います。

⑤ 神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施

不妊・不育に悩む県民の方の相談に対応するため、茅ヶ崎保健福祉事務所に設置する専門相談センターにおいて、あらかじめ設定した相談日に、医師・助産師等が相談に応じます。
また、各保健福祉事務所・センターにおいて、保健師等が相談に応じます。

⑥ 特定不妊治療に対する助成の実施

医療保険が適用されず高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

⑦ 乳幼児期における歯科保健の推進

子どもの歯と口腔の健康づくりに関する相談窓口や、子どもとのふれあいを重視した歯みがき指導など、子育て支援に資する健康相談及び指導体制の充実を図ります。

【個別施策】 2 小児医療の充実

小児救急医療体制を整備するとともに、高度・専門医療の充実や長期療養等が必要な子どもへの支援等を行います。

取組みの主な対象：子どもとその保護者

主な取組み事業

① 小児救急電話相談の実施

夜間における子どもの体調や症状に関する保護者の不安を軽減するとともに、救急医療体制の円滑な運用に資するため、電話相談を実施します。

② 小児救急医療体制の整備

夜間や休日の小児救急医療の確保・充実を図ります。

③ 小児在宅医療の充実

関係機関の連携促進に向けた取組みなどを通じて、小児在宅医療を支える体制の充実を図ります。

④ 医療費負担軽減のための乳幼児医療費等における公費負担の実施

児童や児童を養育するひとり親の医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、県内全市町村を実施主体として、児童やひとり親の医療費の自己負担分を助成します。

⑤ 小児慢性特定疾病医療費助成事業の実施

特定の慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養が必要な児童とその保護者に対し、当該疾病にかかる医療費の助成事業を行います。

【個別施策】 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の性にかかわる相談や、心の問題に対するメンタルヘルス対策の推進等を通して、思春期の子ども健康の増進を図ります。

また、思春期以降の妊娠・出産に関する知識の普及啓発教育を行い、妊娠・出産の適齢期を踏まえたライフプランの構築に対する支援を図ります。

取組みの主な対象：中高生等

主な取組み事業

① 思春期の保健相談等の実施

思春期特有の医学的問題、性に関する不安・悩み等に対する相談に応じるとともに、集団指導を行い、思春期の男女の心身の健全な成長と母性の健康保持増進を図ります。

② エイズを含む性感染症予防教育の実施

エイズ・性感染症予防のための講演会を地域の中学・高校生等を対象に行うとともに、青少年の発達段階に応じたわかりやすいパンフレット等を発行し、エイズ・性感染症に関する正しい理解を深め、まん延を防止するための普及・啓発を図ります。また、教員を対象とした研修講座を開催し指導力の向上を図ります。

③ 養護教諭研修等による児童・生徒のメンタルヘルス対策の推進

さまざまな心の問題を抱えている児童・生徒への対応を充実させるために、養護教諭を対象にした保健室における健康相談の知識や技術に関する研修講座を開催し、養護教諭の質の向上を図ります。

④ 妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施

特に10代後半～30代前半の男女を対象に、妊娠・出産の適齢期を理解し、自身の健康管理を学んだ上で自らの将来を考え選択する力をはぐくむ支援を図ります。

【個別施策】 4 子どものたばこ対策及び飲酒・薬物乱用防止対策の推進

青少年の喫煙や飲酒、薬物乱用は、心身の健康被害はもとより、社会的な問題行動とも密接に関連してきます。子どものうちからの喫煙・飲酒・薬物乱用が引き起こす健康被害等に関する教育を含め、防止のためのさまざまな取組みを推進します。

また、妊婦や乳幼児、未成年者等を、受動喫煙による健康への悪影響から保護する取組みを推進します。

取組みの主な対象：妊婦、乳幼児、小中高生等

主な取組み事業

① 青少年喫煙飲酒防止条例による取組みの推進

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、関係業界等と協働し、県民への周知や啓発を図るとともに、青少年喫煙飲酒防止条例の適切な運用を図ります。

② 受動喫煙防止対策の推進

「県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、喫煙区域や喫煙所に未成年者を立ち入らせないルールについて周知、普及・啓発を行うなど、未成年者の受動喫煙防止対策を進めます。

③ 未成年者の喫煙防止対策の推進

県内の小学6年生全員への喫煙防止啓発リーフレットの配布や、県立高校等における喫煙防止教育の実施など、未成年者の喫煙防止対策の推進を進めます。

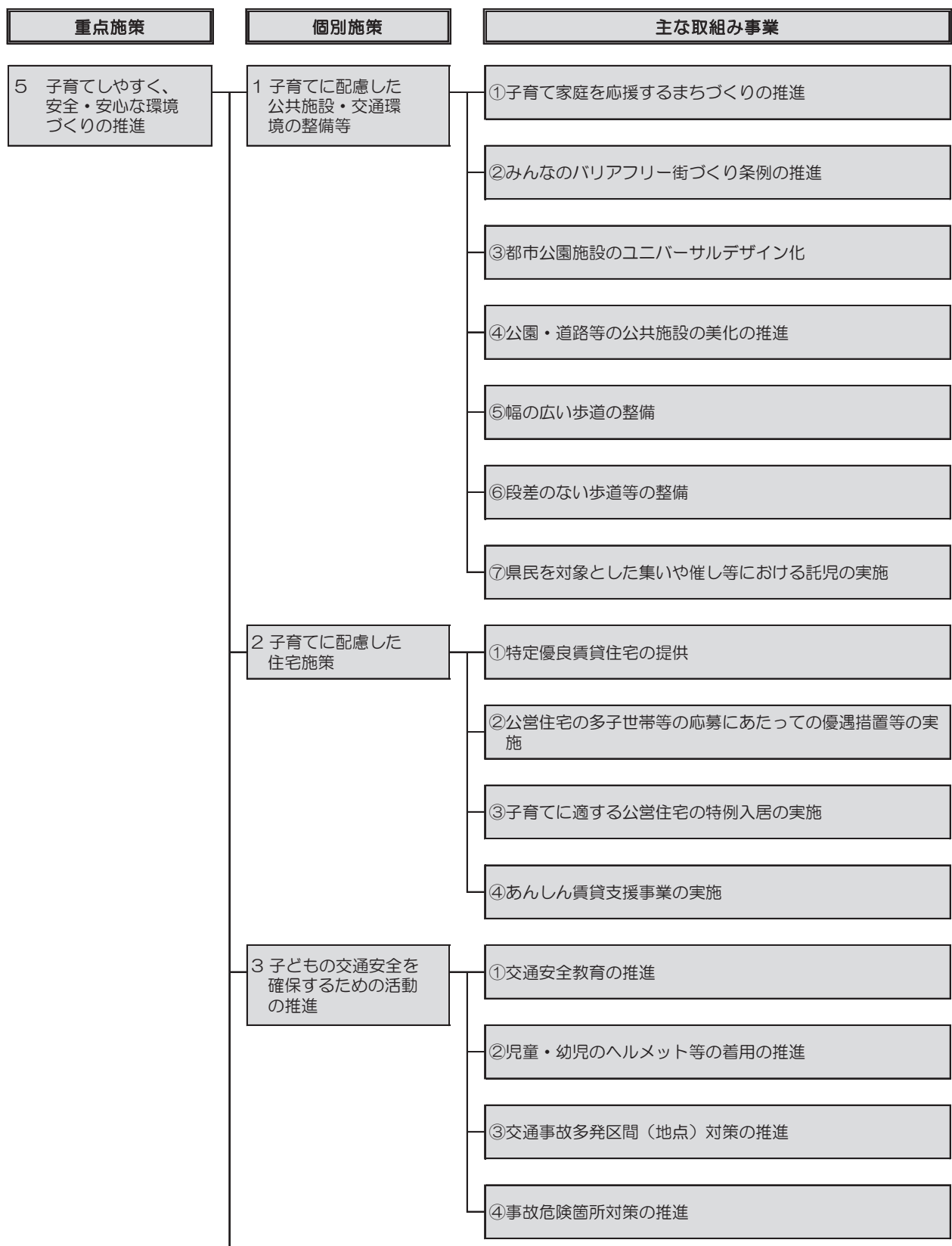
④ 薬物乱用防止対策の推進

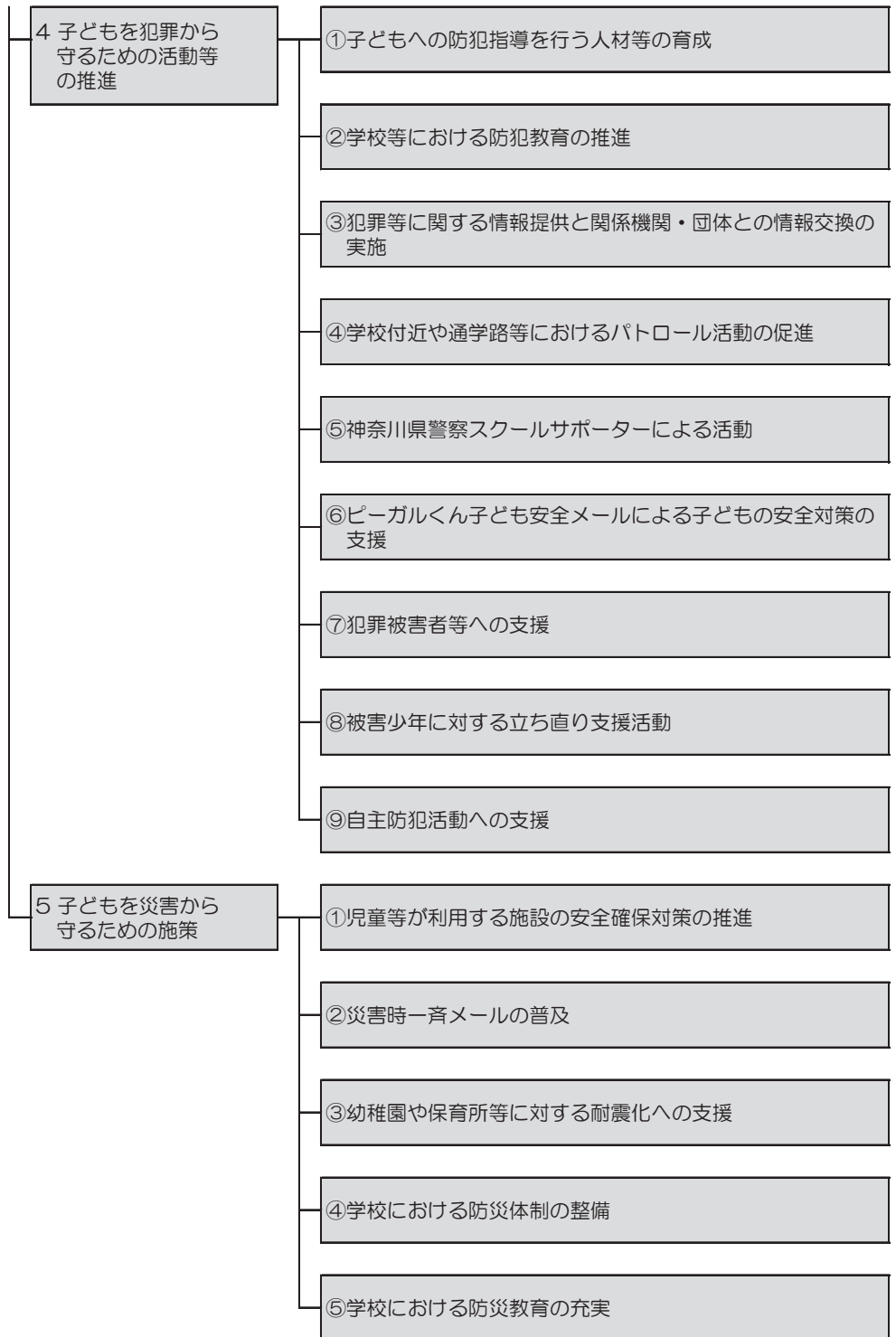
薬物乱用防止対策推進本部及び薬物乱用防止地域連絡会が主体となり、関係機関、団体等が連携し、県内各地域において、青少年の薬物乱用を防止するための様々な取組みを総合的に進めます。

⑤ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の推進

児童・生徒用教材やリーフレット等の配布、外部講師等による各校での薬物乱用防止教室の実施、危険ドラッグ等の新しい薬物の情報提供、教員等の指導力の向上を図る研修講座の開催、また、学校・家庭・地域と連携した街頭キャンペーンの実施などを通して喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進を図ります。

◆ 「Ⅲ-2-5 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進」施策体系





【重点施策】

⑤ 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進

【個別施策】

- 1 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等
- 2 子育てに配慮した住宅施策
- 3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 4 子どもを犯罪から守るための活動等の推進
- 5 子どもを災害から守るための施策

子どもや乳幼児連れの方など誰もが外出しやすいまちづくりを進めるため、妊娠中や子ども連れの方へ公共施設（駅・県施設等）のサービス情報を提供するとともに、公園・道路の整備や、子育て家庭が安心して生活できる住まいの確保に向けた取組みを進めます。

また、突然の交通事故や犯罪被害により、子どもの大切な命や健康が損なわれることがないように、さらに、そうした不安や心配が軽減するよう、子どもとその保護者が安全・安心に生活できる地域環境づくりに取り組みます。

加えて、防災教育や防災訓練、施設の耐震化や物資の備蓄など、子どもを災害から守る取組みを進めます。

【個別施策】 1 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等

子どもや子ども連れあるいは妊娠中の方が安心して外出し、自由に移動して、気兼ねなく施設等を利用できるよう、公共施設や駅等のバリアフリー化などのまちづくりを進め、情報提供に努めるとともに、県が行う行事等に子ども連れで参加しやすいよう配慮します。

取組みの主な対象：公共施設等の設置・運営管理を担っている企業・団体等

子どもとその保護者、妊娠中の方など

主な取組み事業

① 子育て家庭を応援するまちづくりの推進

妊娠中や子育て中の県民が安心して外出できるための環境整備の一環として、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報を県が設置するホームページ「子育て支援情報サービスかながわ」のモバイルサイト（注1）（PCからの閲覧も可能）で提供することにより、子育て家庭を応援するまちづくりを推進します。

② みんなのバリアフリー街づくり条例の推進

みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、子ども連れあるいは妊娠中の人、障害者、高齢者など誰もが安心して外出し、自由に移動して、施設が利用できるようバリアフリーの街づくりを進めます。

また、条例を分かりやすく解説したガイドブックを作成し、ホームページに掲載するなど、条例の周知を図るとともに、関係団体、事業者団体、学識経験者等からなる「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を設置し、「バリアフリーフェスタかながわ」などの普及啓発事業を通してバリアフリーの街づくりに向けた普及・啓発を図ります。

③ 都市公園施設のユニバーサルデザイン化

誰もが自由に公園を利用できるよう、園路や出入り口の段差解消、駐車場の障害者用区画の設置、及び利用しやすいトイレの設置などの取組みを進めます。

④ 公園・道路等の公共施設の美化の推進

美しい県土づくりをめざすかながわクリーン運動の一環として、美しいまちをつくるため、県民、市町村、関係団体、県が協調・連携しながら公園・道路等の公共施設の清掃を実施します。

⑤ 幅の広い歩道の整備

誰もが安心して利用できるよう、幅員2.0m以上の幅広歩道を整備します。

⑥ 段差のない歩道等の整備

横断歩道部やバス停部などについて、段差のない、通行しやすい歩道を整備します。

⑦ 県民を対象とした集いや催し等における託児の実施

子育て期の親が、集いや催し物等に安心して参加できるよう、託児室の設置について、託児マーク（注2）を活用して周知を行うとともに、実施状況等を把握し、取組みの促進を図ります。

（注1）子育て家庭応援施設検索モバイルサイト

ベビーチェアやおむつ交換台のあるトイレ、授乳室や休憩室などの設備や、ミルク用のお湯の提供、荷物の預かりサービスなど、妊娠中や子ども連れのための施設やサービスを提供している民間施設等が検索できます。

<http://c.rakuraku.or.jp/k-pass>

（注2）託児マーク

神奈川県内で開催されるイベント等のちらしなどでこのマークが付いているイベント等は、託児サービスがありますので、子育て中の保護者の方々が、お子様を預けて安心して参加することができます。



【個別施策】 2 子育てに配慮した住宅施策

子育て家庭が子どもの成長や家族数に応じて安心して子育てできるよう、公営住宅等への入居について優遇措置を実施します。

取組みの主な対象：子育て中の家庭

主な取組み事業

① 特定優良賃貸住宅の提供

民間のオーナーが一定の基準にあった賃貸住宅を建設し、団体が管理受託等をしている中堅所得者向けのファミリータイプの公的賃貸住宅で、子育て世帯等の入居者の家賃負担を軽減するため、収入に応じて家賃補助を実施します。

② 公営住宅の多子世帯等の応募にあたっての優遇措置等の実施

県営住宅への入居者募集にあたって、多子世帯（申込者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）や母子・父子世帯（申込者に配偶者がなく、20歳未満の子がいる世帯）に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。（一般の申込者と比較して、新築住宅で5倍相当、あき家で3倍相当の優遇）
また、一般世帯向けとは別に、大家族（5人以上の世帯）向けの特別仕様住宅を提供します。

③ 子育てに適する公営住宅の特列入居の実施

小学校就学前の子どもと現在同居し、扶養している者に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適すると考えられる県営住宅を「子育てに適する公営住宅」として提供します。（入居の有効期間は原則として入居日から9年間）

④ あんしん賃貸支援事業の実施

民間賃貸住宅に入居を希望する子育て世帯等が円滑に入居できるよう、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）や協力不動産店の情報、さらに市町村、居住サポート団体による入居支援の内容を登録し、インターネットや情報紙等で情報提供します。

【個別施策】 3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全教育をはじめ事故多発地点対策など、交通安全の施策に取り組むことにより子どもを交通事故から守ります。

取組みの主な対象：子どもとその保護者

主な取組み事業

① 交通安全教育の推進

幼稚園教諭、保育士、保護者及び地域の方々等に、幼児の交通安全指導のための研修を行うとともに、学校等において児童等への交通安全教室を実施し、交通安全教育の推進を図ります。

また、学校・家庭・地域の連携による、小・中・高校の一貫した総合的な交通安全教育に向け、交通安全教育研究会を中心に、研修講座の開催や指導資料の作成等を行い、交通安全教育の推進を図ります。

② 児童・幼児のヘルメット等の着用の推進

児童や幼児が自転車に乗車するときに、ヘルメットや幼児用座席でのシートベルトの着用の促進を図り、子どもの交通事故防止対策を実施します。

③ 交通事故多発区間（地点）対策の推進

交通事故多発区間（地点）について、国、県、市町村等の道路管理者と県警察が一体となって事故要因や改善策を調査・検討し、安全施設等の整備促進を図り、子どもの事故防止対策を実施します。

④ 事故危険箇所対策の推進

主に幹線道路の事故発生割合の高い区間において、関係機関が連携して効果的・効率的な対策を集中的に実施することにより、交通事故の削減を図ります。

【個別施策】 4 子どもを犯罪から守るための活動等の推進

子どもが犯罪被害に遭うことなく、安全に遊び、学ぶことができるよう、パトロール活動や情報提供等、地域や学校等における安全確保のための対策を進めます。また、不幸にも犯罪被害に遭ってしまった子どもやその保護者を支援するメニューや体制の整備を図ります。

取組みの主な対象：子どもとその保護者

主な取組み事業

① 子どもへの防犯指導を行う人材等の育成

幼稚園、保育所、小学校の児童等を対象に防犯指導を行う人材等を育成します。また、地域の防犯意識を高め、防犯活動への参加を促進します。

② 学校等における防犯教育の推進

毎年、学校の防犯教室指導者を対象に「防犯教室研修講座」を開催し、防犯教育の推進に努めます。

③ 犯罪等に関する情報提供と関係機関・団体との情報交換の実施

子どもの安全を確保するため、子どもが被害者となる犯罪等の情報を提供するとともに、各関係機関・団体の活動に役立てるために、相互の情報交換を行います。

④ 学校付近や通学路等におけるパトロール活動の促進

学校の周辺や通学路等における不審者等の出没に対してパトロール活動を実施するほか、市町村の教育委員会に対して学校安全に関する情報提供をしていくとともに、「子ども110番の家」や恒常的に子どもの見守り活動を行っている団体に対して、情報提供や活動に対する助言指導を行います。

⑤ 神奈川県警察スクールサポーターによる活動

スクールサポーターは、警察、学校及び地域の連絡調整を図り、地域安全情報の提供や防犯指導等を通じて地域ボランティアの活動を支援するなど、児童等の安全を確保するための活動を行います。

⑥ ピーガルくん子ども安全メールによる子どもの安全対策の支援

子どもの安全に関する情報の把握に努めるとともに、「ピーガルくん子ども安全メール」(注)を活用した積極的な情報提供に努め、県民に対して注意を喚起します。

さらに、子どもの安全確保に関する活動に活用してもらうため、同メールへの加入促進を図ります。

⑦ 犯罪被害者等への支援

犯罪被害にあった子どもやその保護者等が、犯罪等によって壊された日常生活を一刻も早く回復できるよう、民間支援団体等と協働・連携して、カウンセリングや法律相談、検察庁や裁判所等への付添い等の支援を提供します。また、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民や事業者等の理解を促進するための普及啓発や、被害者等を支援する人材育成を実施します。

【第2期犯罪被害者等支援推進計画】（平成26年度～平成30年度）

犯罪被害者等支援条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標を定めるとともに、犯罪被害者等に直接提供する支援、支援を担う人材の育成、県民、事業者等が自らできる支援を行い、二次被害のない地域社会づくりを進めるための理解促進など、県が取り組むべき施策を定めています。

⑧ 被害少年に対する立ち直り支援活動

犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージの軽減を図るため、少年相談員等が定期的な面接を通じてカウンセリングを行うなど、継続的な支援を行います。

⑨ 自主防犯活動への支援

子どもの見守り活動など、地域の防犯活動を行う団体に対して、様々な情報の提供などを通して、活動の立上げや充実のための支援を行います。

(注) 「ピーガールくん子ども安全メール」

子どもを犯罪から守るための情報（例えば、子どもに対する声かけ事案や不審者情報等）を電子メールで登録された携帯電話とパソコンにお知らせするサービスです。

【登録方法】

◆携帯電話からの場合は、下記のアドレスを入力して下さい。

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_m/regist.aspx

◆パソコンからの登録は、下記のアドレスを入力して下さい。

https://www.kodomoanzen.police.pref.kanagawa.jp/p-gull_p/touroku.aspx

*パソコンから携帯電話のアドレス登録もできます

◆神奈川県警のホームページからも登録手続きができます。



【個別施策】 5 子どもを災害から守るための施策

防災教育や防災訓練を通して意識の啓発や知識の普及を図るほか、施設の耐震化や物資の備蓄など、災害に対する備えを実施することにより、子どもを災害から守ります。

取組みの主な対象：乳幼児、小中高生、保育所（保育士）、幼稚園・学校（教員）等

主な取組み事業

① 児童等が利用する施設の安全確保対策の推進

保育所等における児童の安全確保等のため、市町村と連携し、災害時の対応や保護者との情報共有の取組みを推進するほか、地震防災対策計画の作成について助言・指導を行います。

また、保護者等による引き取りまでの間の児童等の保護のために、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等について、市町村や保育所等と連携していきます。

② 災害時一斉メールの普及

幼稚園や保育所等児童が利用する施設や各自治体が災害時における情報を共有し、被害者の早期救出や救援物資の搬送、被害者の受入れ調整等に活用できるよう、災害時一斉メールの取組みの普及を図ります。

③ 幼稚園や保育所等に対する耐震化への支援

幼稚園や保育所等に対する耐震化にかかる支援を行います。

④ 学校における防災体制の整備

災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各県立学校で作成している「学校防災活動マニュアル」の実効性をより一層高め、家庭・地域と連携した防災訓練を行います。さらに、県立学校の防災資機材等の整備に努めます。

県立学校の施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を実施します。

また、国や県の取組み等について私立学校に情報提供して、各学校における防災体制の整備を促進し、私立学校の耐震診断、耐震補強工事に対して支援します。

⑤ 学校における防災教育の充実

児童・生徒が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。

また、国や県の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。